

目 次

第1	発行者の概況	2
	1. 主要な経営指標等の推移	2
	2. 沿革	3
	3. 事業の内容	3
	4. 関連会社の状況	21
	5. 従業員の状況	21
第2	事業の状況	22
	1. 業績等の概要	22
	2. 対処すべき課題	31
	3. 事業等のリスク	33
	4. 経営上の重要な契約等	35
	5. 研究開発活動	35
	6. 財政状態及び経営成績の分析	36
第3	設備の状況	42
	1. 設備投資等の概要	42
	2. 主要な設備の状況	42
	3. 設備の新設、除却等の計画	42
第4	発行者の状況	43
	1. 資本金の推移	43
	2. 役員の状況	44
	3. コーポレート・ガバナンスの状況	44
第5	経理の状況	47
	1. 財務諸表	47
	2. 行政コスト計算財務書類	74
第6	発行者の参考情報	99

第 1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
利益総額 a	950,528	946,134	893,318	850,652	803,153
引当金繰入前費用 b	702,326	634,567	562,146	511,535	438,859
収支差 a-b	248,202	311,567	331,172	339,117	364,294
利差補てん引当金繰入額 (注1)	45,281	65,787	58,492	54,030	49,502
債券借換損失引当金繰入額 (注2)	202,921	245,780	272,680	285,087	314,793
当期利益金 (注3)	0	0	0	0	0
総資産額	25,726,100	25,938,777	26,046,503	26,121,340	25,906,861
貸付金残高	24,047,148	24,524,082	24,888,435	25,024,051	24,765,895
債券発行残高	22,875,916	22,805,942	22,614,091	22,377,652	21,825,203
公営企業健全化基金	847,528	855,838	860,607	867,556	873,925
資本金	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600

(注 1) 平成 13 年度以降、利子を軽減された資金の貸付により生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令（昭和 32 年政令第 79 号。以下「公営公庫法施行令」といいます。）第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、利差補てん引当金として公営企業金融公庫法施行規則（平成 13 年総務省・財務省令第 5 号。以下「公営公庫法施行規則」といいます。）第 2 条及び附則第 2 条で定めるところにより算定した額を積み立てています。なお、利差補てん引当金につきましては、本発行者情報概要書 6 ページ及び 10 ページをご参照下さい。

(注 2) 発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき、債券借換損失引当金として当該年度末貸付残高の 125/1000 の範囲内で積み立てています。なお、債券借換損失引当金につきましては、本発行者情報概要書 34 ページ以降をご参照下さい。

(注 3) 利益総額と引当金繰入前費用の収支差については、法令に基づいてこの利差補てん引当金（平成 13 年度以降）及び債券借換損失引当金として積み立てているため、当期利益金は生じておりません。

(注 4) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

2. 沿革

昭和 32 年度	公営公庫法に基づき公営企業金融公庫設立(昭和 32 年 6 月 1 日)
昭和 35 年度	農林漁業金融公庫から受託貸付を開始
昭和 41 年度	特別利率貸付制度を創設
昭和 42 年度	国庫補給金の受入れ開始
昭和 45 年度	公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置
昭和 47 年度	地方道路公社と土地開発公社への貸付開始
昭和 53 年度	一般会計の臨時三事業(地方道、河川等、高等学校整備)を貸付対象に追加
昭和 58 年度	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年度	債券借換損失引当金制度を創設
平成 2 年度	臨時特別利率制度を創設
平成 10 年度	「特殊法人の整理合理化について」(平成 9 年 9 月 24 日閣議決定)に基づき、非常勤理事(1 名)を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応(3 年間で廃止)
平成 13 年度	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設 財投機関債の発行開始

3. 事業の内容

(イ) 当公庫の概要

(a) 業務の目的

- ① 公営企業の健全な運営に資するため、特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に対し、その資金を融通し、もって地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与すること(公営公庫法第 1 条第 1 項)。
- ② 地方道路公社が行なう地方的な幹線道路の整備を促進するため、一般の金融機関が行なう融資を補完し、長期の資金を必要とする地方道路公社に対して、その資金を融通すること(公営公庫法第 1 条第 2 項)。
- ③ 土地開発公社による土地の取得を促進するため、一般の金融機関が行なう融資を補完し、長期の資金を必要とする土地開発公社に対して、その資金を融通すること(公営公庫法第 1 条第 3 項)。

(b) 資本金の構成及び貸付実績

公営公庫法第5条第1項は、公庫の資本金は24億円とするとしており、さらに、同条第2項は、政府は必要があると認めるときは公庫に追加して出資することができるとしており、かかる追加の出資があった場合には、同条第3項により、公庫はその出資額により資本金を増額するものとされています。

平成18年3月31日現在の当公庫の資本金の額は166億円であり、その全額を政府が産業投資特別会計から出資しています。

また、平成17年度における当公庫の貸付額及び貸付金残高は以下のとおりです。

平成17年度貸付額	1兆4,022億53百万円
平成17年度末貸付金残高	24兆7,658億95百万円

(c) 組織図

(平成18年7月31日現在)



(参考) 役員の職務及び権限(公営公庫法第10条)

- ① 総裁は、公庫を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事は、総裁の定めるところにより、公庫を代表し、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときは、その職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行います。
- ③ 監事は、公庫の業務を監査します。
- ④ 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができます。

(d) 日本政府の監督等

① 資本金の出資

前記(イ)(b)記載のとおり、当公庫の資本金は、その全額が政府の産業投資特別会計から出資されています。

② 主務官庁による認可事項等

i 主務官庁による監督(公営公庫法第35条)

公庫は主務大臣である総務大臣及び財務大臣の監督を受けます。

ii 主務官庁による検査等(公営公庫法第37条)

主務大臣は、公営公庫法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して報告をさせ、又は公庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査することができることとされています。

iii 役員の任命と解任(公営公庫法第11条、第36条)

公庫の総裁及び監事は主務大臣が任命し、理事は主務大臣の認可を受けて、総裁が任命します。また、主務大臣は、公庫の役員が公営公庫法第13条の欠格条項に該当するに至った場合は、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合は解任することができます。

iv 業務方法書の認可(公営公庫法第20条)

公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けます。

v 事業計画、資金計画の認可(公営公庫法第22条)

公庫は、四半期ごとに事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けます。また、これを変更しようとする場合も同様です。

vi 債券発行の認可(公営公庫法第23条第1項)

公庫は、主務大臣の認可を受けて公営企業債券を発行します。

vii 利率の承認(公営企業金融公庫業務方法書第4条第1項第6号)

公庫は、貸付のための資金の調達に要する経費その他の事由を勘案し、主務大臣の承認を受けて貸付利率を定めています。

viii 予算制度(公営公庫法第28条、公庫の予算及び決算に関する法律第3条、第4条、第7条、第8条)

公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して財務大臣へ提出することとなっており、財務大臣はこれを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経ることとなっています。

閣議の決定があった後、国の予算とともに国会へ提出され、国会の議決を得た後、主務大臣を経由して公庫に通知されることとなっています。

③ 国庫補給金

当公庫の基準利率は、資金調達コストに見合った水準で決定されていますが、貸付対象事業のうち、住民生活に特に密着した事業等については、基準利率よりも低い特別利率が適用されており、これまで特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営企業健全化基金の運用益等に加え国庫補給金により賄われてきました。

このうち、国庫補給金については、当公庫の経営状況等にかんがみ、昭和62年度予算から順次縮減され、「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)において「国庫からの補給金は、3年間で段階的に廃止する」とされたことを受け、平成12年度予算を最後に廃止されています。

なお、国庫補給金の廃止後も当公庫としては、経営の健全性に配慮しつつ、引き続き低利貸付を実施し

ていくこととしており、そのために必要な自己財源を将来にわたり確保し、財務の健全性を担保するため、これまでの公営企業健全化基金の活用に加え、平成13年度からは、利差補てん引当金制度を採用しました。利差補てん引当金制度とは、特別利率貸付により将来発生する損失の見込額を「基準利率－特別利率」（ただし、公営企業健全化基金で補てんする部分を控除する。）に基づき算出し、その所要額につき引き当てることとし、毎年度、前年度以前の貸付残高に係る当該年度の利差補てん引当金所要額を取り崩す制度です。なお、特別利率（臨時特別利率を含む。）につきましては、本発行情報概要書9ページをご参照下さい。

④ 会計検査院の検査

当公庫に対しては会計検査院法（昭和22年4月19日法律第73号）第20条、第22条第1項第5号及び第30条の2に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年1回行われる実地検査があり、検査結果は毎年1回会計検査院から内閣経由で国会に提出されます。また議院等から国会法の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請にかかる事項につき会計検査院による検査が行われます。当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。（正確性）
- ・ 会計処理が予算や法令などに従って適正に処理されているか。（合规性）
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に実施されているか。（経済性、効率性）
- ・ 事業が所期の目的を達成しているか、また効果をあげているか。（有効性）

⑤ 金融庁検査

政策金融機関等の財務の健全性及び透明性を確保する観点から、「政策金融機関等への金融庁検査の導入について」（平成13年12月25日閣議口頭了解）において、政策金融機関（当公庫含む9機関）及び郵政公社にリスク管理の分野について金融庁検査を導入することとされ、これを受けて、政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律が平成15年4月1日から施行されたことに伴い、当公庫はリスク管理の分野に関する金融庁長官による第1回目の検査を平成16年度に受けております。（公営公庫法第37条の2）

(ロ) 当公庫の業務内容

(a) 業務の内容

当公庫は、公営公庫法第19条、同法附則第9項及び第10項により、以下の業務を行います。

- ① 地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による地方債の応募、公営企業に係る一時借入金の資金の貸付け、並びにこれらの業務に附帯する業務
- ② 地方道路公社が行なう地方的な幹線道路の建設に要する資金の貸付け及びこれに附帯する業務
- ③ 土地開発公社が行なう公営企業に相当する事業で政令で定めるものに要する資金の貸付け及びこれに附帯する業務
- ④ 農林漁業金融公庫からの委託による、地方公共団体の行なう造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付けに係る業務

なお、平成17年度長期貸付（本発行情報概要書8ページの「(参考)貸付の種類」をご参照ください。）実績の割合についてみると、①に係る貸付は1兆3,977億円(98.5%)です。

前記①に記載される地方債とは、地方財政法（昭和23年7月7日法律第109号）の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得た公営企業及び臨時三事業に係る地方債で、政府資金による引受が行われないものをいいます。

また、公営企業とは、地方公共団体が行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもので政令で定めるものをいい、臨時三事業とは、臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業の総称です。臨時三事業については、公営公庫法附則第10項をご参照ください。

この結果、当公庫の貸付対象として定められている事業の範囲は、次の表のとおりです。

当公庫の貸付対象事業

	事業名
1	水道事業
2	工業用水道事業
3	交通事業
4	電気事業
5	ガス事業
6	港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
7	病院事業
8	介護サービス事業
9	市場事業
10	と畜場事業
11	観光施設事業
12	有料道路事業
13	駐車場事業
14	地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業
15	公共下水道事業及び流域下水道事業
16	市街地再開発事業
17	公営住宅事業
18	産業廃棄物処理事業
19	臨時地方道整備事業
20	臨時河川等整備事業
21	臨時高等学校整備事業

なお、当公庫は、法令上、対象二公社を除き、住宅供給公社や、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(いわゆる第三セクター)に対しては、貸付けを行うことはできません。

(b) 業務の方法

当公庫は、公営公庫法第 20 条第 1 項により、業務の開始の際、業務方法書を作成し主務大臣の認可を受けなければならないものとされており(なお、これを変更しようとする場合も同様とされています。)、かかる規定に基づき、昭和 32 年 6 月 1 日付けをもって業務方法書を作成し、当時の主務大臣である内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けています。

(参考)貸付の種類

- ・一般貸付
 - 長期貸付
 - 同意・許可前貸付
 - 短期貸付
- ・公社貸付
- ・受託貸付

(c) 貸付業務の方法(一般貸付のうち長期貸付及び同意・許可前貸付、公社貸付)

当公庫による貸付(後記(d)に記載する一時借入金の貸付を除きます。)は、以下に記載するところに従って行われます。

① 貸付の相手方

- i 公営企業及び臨時三事業に係る地方債の同意又は許可を受けた、又は受ける見込みが確実な地方公共団体
- ii 地方的な幹線道路の建設を行う地方道路公社
- iii 公営企業に相当する事業を行う土地開発公社

② 貸付の対象となる事業

- i 地方公共団体に対する貸付の場合
前記(a)に記載する公営企業及び臨時三事業
- ii 地方道路公社に対する貸付の場合
有料道路事業(地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)第 21 条第 1 項に定める道路の新設又は改築に係るもののうち道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 20 条第 1 項に基づく貸付の対象となったものに限り。)
- iii 土地開発公社に対する貸付の場合
港湾整備事業(埋立事業に限ります。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業

③ 貸付金の使途

設備資金、設備資金に係る地方債の借換のために要する資金及び設備資金に係る地方債の支払利息の支払いのために要する資金

④ 貸付金の限度額

- i 地方公共団体に対する貸付金の限度額
同意又は許可を受けた地方債の額又は受ける見込みが確実な額のうち政府資金による引受が行われない額に相当する額
- ii 地方道路公社に対する貸付金の限度額

地方的な幹線道路の建設に要する資金のうち、一般の金融機関の融資及び国の貸付けが行われない額に相当する額

iii 土地開発公社に対する貸付金の限度額

公営企業に相当する事業に要する資金のうち、一般の金融機関の融資が行われない額に相当する額

⑤ 貸付の審査

一般貸付については、総務大臣又は都道府県知事の起債の同意又は許可を得た事業を貸付対象としており、その事業の必要性、内容等については貸付先地方公共団体の議会で十分審議されるとともに、起債の同意又は許可の際に対象事業の採算性あるいは借入先の償還能力等に係る審査が行われています。このため、当公庫においては、地方債の同意又は許可がなされているか、議会の議決を得ているか等の事項についての審査を行っています。

また、公社貸付については、前記((c)-②-ii、iii)の事業を貸付対象として、個々の事業について、連帯債務保証に係る設立地方公共団体の議会の議決を得ているか、事業の目的及び効果や採算性はどうか等についての審査を行っています。

⑥ 貸付の方法

証書貸付又は債券の応募による

⑦ 貸付利率

当公庫の長期の貸付利率には、基準利率、特別利率及び臨時特別利率があります。

基準利率が利率算定の基礎となりますが、実際(平成17年度)の公営企業借換債を除いた貸付実績では、特別利率の適用が77.8%、臨時特別利率の適用が21.2%、基準利率の適用が1.0%となっています。

当公庫の基準利率は、資金調達コストを反映して貸付期間及び償還形態に応じて設定しています。具体的な算定方法は、調達済原資の支払キャッシュフローに係る割引現在価値と、貸付予定額の返済キャッシュフローに係る割引現在価値とが等しくなるように利率を設定しています。(注1)

特別利率は、特定の事業について基準利率より低く設定しています。平成18年度は基準利率-0.30%となっています。

臨時特別利率は、総務省の政策に基づいた特定の事業について特別利率よりさらに低く設定しています。平成18年度は基準利率-0.35%となっています。基準利率、特別利率及び臨時特別利率については同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。

基準利率の改定の際は、主務大臣の承認を受けることとなります。

なお、特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金(注2)および利差補てん引当金(注3)等により賄われています。

(注1) 割引現在価値の算出方法

政府保証国内債の発行条件決定日における国債の流通利回りのイールドカーブに、各々の当公庫政府保証国内債の発行条件決定時における各々の発行者利回りとのスプレッドを加重平均して上乗せしたものを当公庫債のイールドカーブとみなし、当該債のイールドカーブに基づくディスカウントファクターを計算し、調達済み資金及び貸付のキャッシュフローに乗じて割引現在価値を算出します。

(注2) 公営競技納付金

地方公共団体が行う公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)の収益均てん化を図ることを

目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れ、これを公営企業健全化基金に積み立て、その運用収益等を貸付利率の引き下げ財源として活用しています。

(注3) 利差補てん引当金

特別利率による貸付(臨時特別利率を含む。)については、従来は国庫補給金及び公営企業健全化基金運用益等を財源として利下げを行ってきましたが、平成12年度を最後に国庫補給金が廃止(平成9年9月の閣議決定)されたことに伴い、今後も引き続き低利貸付実施のための自己財源を確保し、財務の健全性を担保するため、平成13年度に新たに創設したものです。

貸付利率決定の仕組み

<p>基準利率</p> <p>○資金調達コストを反映した利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利率計算時点で、調達済原資の支払キャッシュフローに係る割引現在価値と貸付予定額の返済キャッシュフローに係る割引現在価値とが等しくなるように利率を決定。 ・調達済原資はその割合に応じて融資に使用されたと想定して、その各未使用残高を次の原資として繰り越す。 ・資金滞留期間中の調達済原資の支払利息等について、原資の現在価値計算に織り込み、資金滞留損を、資金調達コストとして各月の貸付利率に反映させる。 ・資金滞留期間中の調達済原資に係る運用益についても、資金調達コスト把握の一環として各月の貸付利率に反映させる。 ・利率計算上生じる端数については、0.05刻みとなるよう切上げ計算を行い、0.05刻みの利率とする。(これにより事務コスト等を吸収する。) <p>○利率の改定に際しては、主務大臣(総務大臣及び財務大臣)の承認を受けて、公営企業金融公庫業務方法書に規定する主務大臣承認事項の別表を改正したうえ、公営企業金融公庫貸付規程の一部を改正し、主務大臣に報告する必要あり。</p>	<p>港湾整備、地域開発、観光施設事業等に適用</p>
<p>特別利率</p> <p>○特定の事業について基準利率より低く設定した利率(平成18年度基準利率-0.30%)。</p> <p>○利下げ財源は、利差補てん引当金、公営企業健全化基金の運用益及び同基金の取り崩し。</p> <p>○利率の改定に際しては、公営企業金融公庫貸付規程の一部を改正し、主務大臣に報告する必要あり。</p>	<p>水道、下水道、工業用水道事業等に適用</p>
<p>臨時特別利率</p> <p>○総務省の政策等に基づいた特定の事業について特別利率よりもさらに低く設定した利率(平成18年度基準利率-0.35%)。</p> <p>○利下げ財源は特別利率と同じ。</p> <p>○利率の改定に際しては、公営企業金融公庫貸付規程の一部を改正し、主務大臣に報告する必要あり。</p>	<p>水道、下水道、交通、電気及び病院の各事業の一部に適用</p>

⑧ 償還期限

貸付の日の翌日から28年以内

⑨ 償還の方法

据置期間は5年以内とし、償還は、割賦償還又は一時払いの償還としています。ただし、債券の応募によるものについては、当該債券の償還の方法によるものとしています。

⑩ 債務の保証

地方道路公社及び土地開発公社に対する貸付けに当たっては、設立地方公共団体に当該貸付額に係る債務について連帯保証契約を行わせるものとしています。

⑪ 補償金制度による繰上償還

地方公共団体は補償金(繰上償還に伴い当公庫が損失を受ける額)を支払うことにより繰上償還を行うことができます。この場合の補償金額は、将来回収予定の元利金総額について運用益相当分を割り引いた額から繰上償還額を差し引いたものとし、その割引率については当公庫の基準利率(資金調達コスト)を用いて算定することとしています。ただし、任意の繰上償還についてのみ適用するものとし、当然に繰上償還となる場合には適用しません。また、繰上償還にあたっては当公庫の承認を受ける必要があります。

(d) 一時借入金の資金の貸付業務の方法(一般貸付のうち短期貸付)

当公庫による一時借入金の資金の貸付(同一年度内に償還が行われる貸付をいいます。)は、前記(c)に記載する貸付に支障を及ぼさない範囲において、以下に記載するところに従って行われます。

① 貸付の相手方

公営企業に係る一時借入金の資金を必要とする地方公共団体

② 貸付金の使途

設備資金及び運転資金。なお、設備資金の貸付は、原則として重要な継続事業であって貸付がなければ工事中断等当該事業の実施に重大な支障を生ずるおそれのあるものに限られます。

③ 貸付金の限度額

設備資金については当該年度において地方債の同意又は許可を受けることが確実と認められる額に相当する額とされ、運転資金については歳計現金の一時的不足の調整のため必要な額です。

④ 償還期限

3か月以内において歳計現金の一時的不足の調整のために必要な期間。ただし、やむを得ない場合には原則として3か月以内の期間に限り借換を認めます。

⑤ 償還の方法

一括弁済

⑥ その他

前記①ないし⑤に記載するもののほかは、前記(c)②、⑤及び⑥の記載と同様です。

(e) 受託貸付業務の方法

前記(㉞)(a)のとおり、農林漁業金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付を行います。

(f) ALM・リスク管理体制

① リスク管理体制

各部署長、課長で構成されるリスクマネジメント会議において、月1回の定例会に加え、必要に応じて臨時会を開催し、金利変動リスクをはじめとする諸リスクの適切な把握と対応策の検討等を行っています。さらに重要な案件については、幹部会議等の場を通じて役員に報告しています。

② ALMへの取り組み

当公庫におきましては平成10年度よりALM管理手法を導入し、さらに、平成13年度からは、総務部企画課内に経営管理係を設置し、今後の金利変動等に応じた長期的な経営分析等に用いています。当公庫で使用している分析モデルは、シナリオ分析をはじめ、EaR分析、デュレーション分析等が可能です。

(g) 金融機関に対する業務の委託

公営公庫法第21条第2項により、公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務を委託することができます(ただし、資金の貸付の決定についてはこの限りではありません)。

同項に基づき、当公庫は、主務大臣の認可を受けた上で、金融機関に対し、全ての貸付債権の回収業務その他の業務を委託しています。かかる業務委託においては、当公庫は貸付にかかる返済元利金及び繰上償還に係る補償金(以下「返済元利金等」といいます。)を収納するにあたり、受託者である金融機関に返済元利金等を払い込む地方公共団体等の名称、返済元利金等の払込期日及び返済元利金等の額を通知し、当該金融機関をして当該地方公共団体等に対する払込を求める旨の連絡、返済元利金等の受領、領収書の交付、返済元利金等の当公庫指定の銀行の預金口座への送金、当公庫に対する収納済通知書の送付等を委託しています。

当公庫の指定する金融機関一覧表

(平成18年7月31日現在)

都市銀行	みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行
地方銀行	北海道銀行、青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、東邦銀行、常陽銀行、関東つくば銀行、足利銀行、群馬銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、東京都民銀行、横浜銀行、第四銀行、北越銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山銀行、北國銀行、福井銀行、大垣共立銀行、十六銀行、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、三重銀行、百五銀行、滋賀銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、泉州銀行、池田銀行、南都銀行、紀陽銀行、但馬銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行、福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、十八銀行、親和銀行、肥後銀行、大分銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行、琉球銀行、沖縄銀行
第二地方銀行	北洋銀行、札幌銀行、北日本銀行、仙台銀行、大東銀行、東和銀行、京葉銀行、大光銀行、長野銀行、富山第一銀行、静岡中央銀行、名古屋銀行、中京銀行、第三銀行、びわこ銀行、みなと銀行、トマト銀行、もみじ銀行、愛媛銀行、高知銀行、徳島銀行、南日本銀行、沖縄海邦銀行

(ハ) 当公庫の財務

(a) 経理の特徴

① 会計処理基準

当公庫の会計処理は公営公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律、関連政省令及び告示、並びに特殊法人等会計処理基準に基づいて行っており、当公庫の財務諸表は、証券取引法第193条の2に規定される監査証明は受けておりません。当公庫は後述の行政コスト計算書作成にあたり、民間の金融機関の会計処理基準に準拠した平成17年度の財務諸表を作成しましたが、現行の会計処理基準との相違は以下のとおりです。

(参考)

民間(行政コスト計算財務書類)の会計処理との主な比較

区 分	現 行 ベ ー ス	民間(行政コスト計算財務書類)ベース
① 退職給付引当金	未計上	「退職給付に係る会計基準」に準拠。
② 貸倒引当金	未計上(貸付相手方が地方公共団体等により、貸倒れの危険性がないため。)	金融庁の検査マニュアルに定める基準に従い計上。(マニュアルでは、国及び地方公共団体に対する債権は、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとされており、その結果、期末における残高はない。)
③ 賞与引当金	未計上	翌年度に支給する賞与で当期勤務対応分の引当金を計上。
④ 債券借換損失引当金及び利差補てん引当金(その他の引当金)	公営公庫法施行令の規定に基づき、借換損失引当金について当該年度末貸付金残高の125/1000の範囲内で計上し、利差補てん引当金については、公営公庫法施行規則第2条及び附則第2条で定めるところにより計上。	その他の引当金は、将来の支出の増加又は収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に限定。
⑤ ソフトウェア(無形固定資産)	業務諸費に計上	無形固定資産として計上し、5年間で償却。
⑥ 有価証券	取得価額にて計上	「金融商品に係る会計基準」に準拠し、保有目的を満期保有目的有価証券に分類の上、償却原価にて計上。
⑦ 債券発行差金(繰延資産)	「公庫の国庫納付金に関する政令」の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当年度発生分を一括償却。	債券の償還期限までの期間内で償却。

② 財務諸表及び決算報告書の作成

当公庫は、毎事業年度の決算を翌年度5月31日までに完結させ、毎事業年度ごとに財務諸表及び決算報告書を作成します。財務諸表については、監事の意見を付して決算完結後1ヶ月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受け、また、決算報告書については、監事の意見を付して財務諸表の承認後遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出します。その後、財務諸表及び決算報告書は、事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、財務諸表については、遅滞なく官報に公告されます。さらに、

財務諸表及び決算報告書は内閣に送付された後、11月30日までに会計検査院に送付され、決算報告書については会計検査院の検査を経た上、いずれも国会に提出されます(公営公庫法第28条、公庫の予算及び決算に関する法律第17条乃至第21条)。

(b) 資金調達の概要

① 公営企業債券の発行

i 公営企業債券の発行

公営公庫法第 23 条に基づき、当公庫は主務大臣の認可を受けて公営企業債券を発行することができます。当公庫による貸付の原資は、主としてかかる公営企業債券の発行により調達しています。

ii 公営企業債券の最近の発行実績と平成 18 年度発行計画額 (額面)

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度
	当期 発行高	当期 償還高	当期末 残高	当期 発行高	当期 償還高	当期末 残高	発行計画額
政府保証国内債	1,136,460	1,453,650	16,021,230	953,980	1,699,270	15,275,940	872,100
政府保証外債	122,040	70,401	960,720	129,720	79,386	1,011,054	130,000
財投機関債	400,000	—	1,020,000	400,000	—	1,420,000	420,000
縁 故 債	408,000	778,888	4,375,702	335,000	592,492	4,118,210	385,000
合 計	2,066,500	2,302,939	22,377,652	1,818,700	2,371,149	21,825,203	1,807,100

(注) 四捨五入により、(平成17年度当期末残高) = (平成16年度当期末残高) + (平成17年度当期発行高)

— (平成17年度当期償還高) とならないことがあります。

当公庫では「各特殊法人等において、市場評価を通じ特殊法人等改革の趣旨に沿った業務運営効率化へのインセンティブを高める等の観点から財投機関債の発行に努めるものとし、財投機関債発行機関の拡充を図る」という財政投融资制度改革の趣旨(注)を踏まえ、当公庫自身の信用力に依拠した資金調達を行うべく、平成17年度には4,000億円を発行しました。なお、平成18年度の発行計画額は、4,200億円となっています。

(注) 財政投融资制度については平成 13 年 4 月 1 日に、従来の郵便貯金・年金積立金の全額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへと抜本的な転換を図り、これにより、財政投融资制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の経営の効率化の促進にも寄与することを基本的考え方とする旨の制度改革が実施されました。

② 金融機関からの短期借入れ

公営公庫法第30条により、当公庫は、資金繰りのため必要があるときは、債券の発行の予算で定める限度額から既に発行している債券の額を差し引いた金額(当該金額が公営公庫法第22条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額とします。)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入れをすることができるものとされています。かかる短期借入れは、当該短期借入れをした事業年度内に償還しなければなりません。また、当公庫は、かかる短期借入れのほか、資金の借入れを行

ってはならないものとされています。

③ 公営企業健全化基金の受け入れ

当公庫は、地方財政法第32条の2の定めるところにより、昭和45年度以降、公営企業等に対する貸付利率を下げるため、地方公共団体が行う公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)の収益金の一部を受け入れており、かかる納付金を受けたときは公営公庫法第28条の2第1項に定めるところにより設置する公営企業健全化基金に充てなければならないものとされ、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源としています。

なお、公営企業健全化基金の平成13年度から平成17年度までの残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

年度 (平成)	期首基金残高 (A)	公営競技納付金 (B)	基金取崩額 (C)	期末基金残高 (A)+(B)-(C)
13	843,152	12,340	7,963	847,528
14	847,528	14,920	6,609	855,838
15	855,838	10,868	6,100	860,607
16	860,607	10,609	3,659	867,556
17	867,556	9,023	2,654	873,925

(注) 期首基金残高+公営競技納付金-基金取崩額と期末基金残高とが四捨五入により一致しないことがあります。

④ 国庫補給金の受け入れ

前記(イ)(d)③をご参照ください。

(二) 財政投融資事業に関する政策コスト分析について

(a) 財政投融資事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは財政投融資を活用している事業の実施に伴い、国(一般会計等)から将来にわたって投入される補助金等の額を財政融資対象の全特殊法人等が試算したものです。

分析に当たっては、将来にわたる補助金等を現在の価値として評価した総額(割引現在価値額)を、一定の仮定を置いて試算しています。例えば、融資機関については、平成19年度以降新規融資を行わない、また、事業実施機関については、現在、実施・継続中の事業及び平成18年度以降の新規着手が既に予定されている事業を対象とする等の仮定を置いています。

政策コスト分析は、事業の実施による将来の国民負担がどの程度となるかを明らかにし、財政投融資の透明性を高めるとの観点から、平成11年度より取り組まれており、平成18年度は財政融資対象の全特殊法人等25機関が行い、財政制度等審議会財政投融資分科会の審議を経て、平成18年7月26日に公表されました。

(b) 当公庫の平成 18 年度政策コスト分析結果(平成 18 年 7 月 26 日公表)

1. 国からの補給金等	—
2. 国からの出資金等の機会費用分	87 億円
1～2 小計	87 億円
3. 国への資金移転	—
1～3 合計＝政策コスト	87 億円

(試算の概要)

- ① 当公庫が行う事業のうち、受託貸付を除く全事業を試算の対象としています。
- ② 既往の貸付残高 24 兆 7,736 億円(平成 17 年度末予定額)に加え、平成 18 年度地方債計画等に基づく貸付計画に従い、平成 18 年度 1 兆 4,777 億円、平成 19 年度 8,426 億円の貸付を実行し、これ以降については新規の貸付けを行わない前提で試算しています。
- ③ 分析期間は、既往の貸付金に加え、平成 18 年度地方債計画等に基づく貸付金全てが回収されるまでの 30 年間となっています。
- ④ 資金収支の不足額について、公営企業債券を発行することにより資金調達しています。
- ⑤ 国からの補給金については見込んでいません。また、国の出資金については新たな出資を見込んでいません(平成 17 年度末現在 166 億円)。

以上のような考え方の下に、設定された前提条件に従って、当該事業の遂行に必要な政策コストを算出しました。

(ホ) 特殊法人等に係る行政コスト計算財務書類の作成について

平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」において「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、当公庫及びその他の特殊法人等は説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、行政コスト計算財務書類を作成・公表することとなりました。

当公庫は、平成 17 年度の行政コスト計算財務書類を平成 18 年 7 月 31 日に公表しました。当公庫の行政コスト計算財務書類の概要等は、当公庫の開設するホームページに掲載するとともに、当公庫の事務所に備え置き公表しています。行政コスト計算財務書類については本発行者情報概要書 74 ページ以降に記載しています。

(a) 行政コスト計算財務書類の体系は以下のとおりです。

行政コスト計算書

添付書類

- ① 民間企業仮定貸借対照表
- ② 民間企業仮定損益計算書
- ③ キャッシュ・フロー計算書
- ④ 民間企業仮定利益金処分計算書(又は、民間企業仮定損失金処理計算書)

⑤ 附属明細書

(b) 行政コスト計算書作成の趣旨

行政コスト計算書とは、特殊法人等について、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰することになるコストを集約表示する書類とされています。

行政コスト計算書は各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した財務書類(民間企業仮定財務諸表)に基づいて作成されます。

行政コストでは国民負担を明確にするため、通常企業単体のコストとして認識されない政府出資金や国有財産の無償使用等に係わる機会費用を加算して算出されます。

(c) 当公庫の行政コスト計算書の特徴

当公庫の行政コスト計算書の主要な特徴は、①貸倒引当金残高がないこと、②金利変動積立金を計上していること、③利差補てん積立金を計上していること、④現行の財務諸表と異なり、債券借換損失引当金繰入及び利差補てん引当金繰入に相当する額等が利益として計上される結果となっていることです。

債券借換損失引当金繰入及び利差補てん引当金繰入を損失として計上しなかったこと等による結果、業務費用と機会費用を合計した当公庫の行政コストは、▲340,221百万円とマイナスとなっています。

(ハ) 特殊法人等改革、政策金融改革について

特殊法人等改革につきましては、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」及び平成13年6月22日に施行された「特殊法人等改革基本法」に基づき、「特殊法人等整理合理化計画」が平成13年12月19日に閣議決定され、当公庫については、事業について講ずべき措置として、

- 貸付分野の縮減を図り、地方債計画の規模に対応しつつ貸付規模の縮減を図る。さらに、今後、国と地方の役割分担等のあり方の検討の結果を踏まえ、業務の見直しを行う。
- 財投機関債の発行を拡充し、政府保証のシェアを縮減するとともに、政府出資を縮減する。また、政策目標を明らかにした上で、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる。

とされました。

その後、当公庫を含めた8つの政策金融機関に関しては、平成17年11月29日に経済財政諮問会議において「政策金融改革の基本方針」(以下「基本方針」という。)が取りまとめられるとともに、政府・与党において政策金融改革に関する4項目の合意(以下「政府・与党合意」という。)が行われました。同年12月24日には、この基本方針及び政府・与党合意の内容を盛り込んだ「行政改革の重要方針」(以下「重要方針」という。)が閣議決定されました。当公庫に関連する記述は以下のとおりです。

行政改革の重要方針（抄）
（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）

本重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案（仮称）」を策定し、平成 18 年度通常国会に提出する。

1 政策金融改革

経済財政諮問会議の「政策金融改革の基本方針」（平成 17 年 11 月 29 日経済財政諮問会議）及び政府・与党政策金融改革協議会における政府・与党合意「政策金融改革について」（平成 17 年 11 月 29 日）に基づき、以下のように、政策金融の抜本的改革を行い、平成 20 年度から新体制に移行する。

（2）政策金融の各機能の分類

現行政策金融の各機能を、（イ）政策金融から撤退するもの、（ロ）政策金融として必要であり残すもの、（ハ）当面必要だが将来的には撤退するもの、に分類する。

ウ 公営企業金融公庫分野（イ）

地方公共団体の共同債券発行機能であり、政策金融スキームで行う必要はなく、撤退する。

（3）新組織の在り方

以上の各機能の分類に基づく、最も効率的な新組織の形態等については、以下のとおりとする。

ア 政策金融から撤退する機能に係る組織

③ 現行公営企業金融公庫

（ア）廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行する。

（イ）必要な財政基盤を確保する等廃止に向けた一定の移行措置を講ずる。

（4）その他留意事項

ア 組織の再編や民営化等に当たっては、資産・負債の厳密な評価（デューデリ）を実施し、不要なものは売却又は国庫返納する。

イ 政策金融改革により、現に貸付等を受けている者及び発行債券の所有者に弊害が発生しないようにする。

この重要方針を受け、平成18年5月26日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立しました。当公庫に関連する記述は以下のとおりです。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抄）

（平成 18 年法律第 47 号）

（公営企業金融公庫の在り方）

第七条 公営企業金融公庫は、平成二十年度において、廃止するものとし、地方公共団体のための資金調達を公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させるものとする。

2 政府は、前項の移行の後の仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるものとする。

（留意事項）

第十三条 政府は、第五条から前条までの規定による措置を講ずるに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- 一 現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価し、新政策金融機関その他現行政策金融機関の業務を承継する機関が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産で政府の出資に係るものについては、これを国庫に帰属させること。
- 二 現行政策金融機関の行う資金の貸付けその他の業務の利用者及び現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすること。

さらに、平成18年6月27日に政府の政策金融改革本部及び行政改革推進本部において、「政策金融改革に係る制度設計」が決定されました。当公庫に関連する記述は以下のとおりです。

政策金融改革に係る制度設計（抄）

（平成 18 年 6 月 27 日政策金融改革推進本部・行政改革推進本部決定）

IV. 公営企業金融公庫の廃止及び廃止後の新たな仕組みについて

1. 基本的な考え方

- (1) 公営企業金融公庫は、平成 20 年度において、廃止するものとし、廃止後の地方公共団体のための資金調達は、資本市場からの資金調達その他の金融取引を活用して行う仕組みとする。この仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置を講ずる。
- (2) 地方公共団体の資金調達については、個々に創意工夫を行い、資本市場等を活用することとし、共同して資金調達する方法等を活用し財政力の弱い地方公共団体が必要とする資金調達に支障がないように配慮する。
- (3) 新たな仕組みについては、地方分権も踏まえ、国が担ってきた仕組みから、地方が主体的に担う仕組みに移行させることを基本とする。
- (4) 既往の地方公共団体向け貸付債権に係る債券（借換債）について、所要の経過措置を講ずる。

2. 新たな仕組みのあり方

- (1) 公営企業金融公庫は、平成 20 年度に廃止する。
- (2) 地方公共団体は共同して、資金調達のための新組織を自ら設立する。
- (3) 同組織は、個々の地方公共団体の資金調達の環境整備を行うとともに、必要に応じて債券発行により資金調達を行い、個々の地方公共団体に貸付けを行う。その際、国は、新たな出資・保証及びヒト・モノ・カネの全ての面における関与を行わない。
- (4) 公営企業金融公庫が保有する既往の資産・負債は、デューデリジェンスに基づき適切に同組織に移管・管理する。
- (5) 公営企業金融公庫の財政基盤の活用等により、新しい仕組みの下で、財政力の弱い地方公共団体の資金調達に係るセーフティネットを構築する。このセーフティネットについては、同組織を活用する等により地方公共団体が主体的に運営する。
- (6) 国は、必要な法制度を整備する。

3. その他

- ・公営企業金融公庫の廃止のプロセスについて、「行政減量・効率化有識者会議」による評価・検証を行う。

VI. 共通の留意事項

- (1) 現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価
 - ・第三者による資産・負債の評価を厳正かつ詳細に行う。円滑な業務の遂行に支障がない財務基盤の確保等必要な措置を講ずる。
- (2) 経過措置
 - ・新体制移行に伴う経費を最小限にすることとし、根抵当権の移転登記の扱いについて検討を行うなど円滑な移行のため必要な措置を講ずる。
 - ・現行政策金融機関の貸付け等の業務の利用者及び債券の所有者の利益が不当に侵害されないよう、必要な経過措置を講ずることとし、そのために法律上の措置等を講ずる。
- (3) その他
 - ・新体制への移行は、利用者に悪影響を及ぼすことがないように、年度末等の繁忙期や決算期を避け、平成 20 年 10 月とする。
 - ・本制度設計に基づく、具体的な立法作業については、関連法律が非常に多く、立法に遺漏なきを期すため、所要の体制を速やかに確保した上で、鋭意、作業を進めるものとし、遅くとも次期通常国会に提出する。
 - ・既に各機関においても、新体制移行に向けて移行準備室等の検討体制が構築され、協力して作業が開始されたところであるが、行政改革推進本部事務局等との連携を強化し、鋭意、作業を進めることが必要である。

また、平成 18 年 7 月 7 日に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」が閣議決定され、政策金融改革に関する事項については以下のとおりとされています。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針（抄）

（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）

（政策金融改革の推進、独立行政法人の見直し）

・政策金融改革については、「行政改革推進法」等※に基づき、平成 20 年度の新体制への移行に向けて着実に進める。（以下略）※「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及び「政策金融改革に係る制度設計」（平成 18 年 6 月 27 日）

4. 関連会社の状況

当公庫が出資を行っている法人等はありません。

5. 従業員の状況

平成 18 年度当初における役職員の定数は、役員 5 人、職員 80 人、計 85 人であり、定数外の非常勤理事が 1 人となっています。

なお、平成 18 年 7 月 31 日現在における役職員の実員数は、役員 5 人(他に非常勤理事 1 人)、職員 80 人、計 85 人(1 人)であり、職員 80 人のうち、64 人が総務省から、3 人が財務省から、1 人が国土交通省からの出向者です。

	平成 17 年度当初定数	平成 18 年度当初定数	平成 18 年 7 月 31 日現在の 実員数
役員	5 人(1 人)	5 人(1 人)	5 人(1 人)
職員	81 人	80 人	80 人
計	86 人(1 人)	85 人(1 人)	85 人(1 人)

(注) (1 人)は、非常勤理事で定数外であり、外書きとしています。

第 2 事業の状況

1. 業績等の概要

当公庫は地方債計画等に基づき、地方公共団体、地方道路公社及び土地開発公社のみに資金を供給しています。

(イ) 地方債計画の状況

平成 13 年度以降の地方債計画の状況は以下のとおりです。

地方債計画の推移

(単位：億円)

年度 (平成)	地方債 計画総額	内 訳			対前年度比 (%)			構 成 比 (%)			
		政府資金	公庫資金	民間資金	総 額	政 府	公 庫	民 間	政 府	公 庫	民 間
13	179,507	81,100	19,600	78,807	3.6	△ 0.9	△ 5.1	11.4	45.2	10.9	43.9
14	179,337	76,000	19,000	84,337	△ 0.1	△ 6.3	△ 3.1	7.0	42.3	10.6	47.0
15	184,845	76,900	17,800	90,145	3.1	1.2	△ 6.3	6.9	41.6	9.6	48.8
16	174,843	56,000	16,140	102,703	△5.4	△27.2	△9.3	13.9	32.0	9.2	58.7
17	158,639	47,200	15,330	96,109	△9.3	△15.7	△5.0	△6.4	29.8	9.7	60.6
18 (当初)	139,466	38,500	14,060	86,906	△12.1	△18.4	△8.3	△9.6	27.6	10.1	62.3

(注) 地方債計画総額は、平成 13 年度から平成 17 年度までは最終計画分であり、平成 18 年度は当初計画分です。

(ロ) 貸付の状況

(a) 一般貸付及び公社貸付

平成 17 年度は貸付計画額 1 兆 6,064 億円に対し、貸付実績額は 1 兆 4,023 億円となり、計画額と比べて 2,041 億円の減となりました。この計画と実績の差は、地方公共団体からの借入申込が出納整理期間や事業繰越によって年度を超えたことなどによって生じたものです。

また、平成 17 年度の公営企業借換債を除いた貸付実績額のうち 99.0% (1 兆 1,903 億円) が特別利率 (臨時特別利率を含む) による貸付です。

貸付総額 1 兆 4,022 億 53 百万円を貸付団体別にみますと、市 (市が設立した公社を含む。以下各団体について同じ。) が 1 兆 153 億 69 百万円 (6,593 件) で最も多く、全体の約 7 割を占めています。次いで、都道府県が約 1 割の 1,675 億 23 百万円 (520 件)、残り 2,193 億 60 百万円 (5,258 件) が町村及び企業団・組合等となっています。

平成 17 年度事業別貸付状況

	政令規定事業名	事業名	貸付計画額	貸付額	対前年度比	構成比	貸付件数
			百万円	百万円	%	%	件
公 営 企 業 債	水 道	○ 上 水 道	200,500	165,494	△ 19.8	11.8	1,498
		○ 簡 易 水 道	22,600	20,762	△ 16.7	1.5	760
	工 業 用 水 道	○ 工 業 用 水 道	10,200	7,604	△ 31.0	0.5	65
	交 通	○ 交 通	121,800	101,602	△ 27.5	7.3	71
	電 気	○ 電 気	4,400	1,102	△ 28.7	0.1	9
	ガ ス	○ ガ ス		1,465	△ 43.0	0.1	18
	港 湾 整 備	港 湾 整 備	3,500	7,814	△ 38.3	0.6	75
	病 院	○ 病 院	83,600	74,230	△ 23.4	5.3	314
	介 護 サ ー ビ ス	○ 介 護 サ ー ビ ス	7,200	6,557	44.8	0.5	59
	市 場	○ 市 場	6,400	6,724	15.4	0.5	24
	と 畜 場	○ と 畜 場	700	724	△ 48.3	0.1	3
	観 光 施 設	観 光 施 設	4,600	4,141	△ 30.8	0.3	5
	有 料 道 路	○ 有 料 道 路	2,800	-	-	-	-
	駐 車 場	○ 駐 車 場		3,527	72.4	0.3	9
地域開発 (注 1)	地 域 開 発	4,800	-	-	-	-	
下 水 道	○ 下 水 道	518,700	497,147	△ 13.7	35.5	5,003	
		(小 計)	991,800	898,892	△ 17.8	64.1	7,913
一 般 会 計 債	公 営 住 宅	○ 公 営 住 宅	41,900	28,362	△ 17.0	2.0	270
	臨 時 地 方 道 整 備	○ 臨 時 地 方 道 整 備	340,800	261,174	△ 29.0	18.6	1,587
	臨 時 河 川 等 整 備	○ 臨 時 河 川 等 整 備	14,600	4,955	△ 73.7	0.4	144
	臨 時 高 等 学 校 整 備	○ 臨 時 高 等 学 校 整 備	6,300	4,355	△ 32.2	0.3	17
		(小 計)	403,600	298,845	△ 30.0	21.3	2,018
		公 営 企 業 借 換 債 (注 2)	200,000	200,000	81.8	14.3	2,433
地 方 道 路 公 社		○ 有 料 道 路		4,515	△ 66.8	0.3	7
土 地 開 発 公 社		港 湾 整 備 (埋 立)	11,000	-	-	-	-
総 計			1,606,400	1,402,253	△ 14.7	100	12,371

(注)1. 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。

2. 公営企業借換債については、上記事業のうち、上水道事業、工業用水道事業、交通事業、下水道事業が該当します。

3. ○印は、特別利率(臨時特別利率を含む)適用事業です。

4. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

団体別貸付実績

区 分	平 成 16 年 度			平 成 17 年 度		
	件 数	金 額	構 成 比	件 数	金 額	構 成 比
都 道 府 県	736	419,267	25.5	520	167,523	11.9
市	4,975	898,803	54.7	6,593	1,015,369	72.4
町 村	6,790	261,311	15.9	4,968	181,927	13.0
企業団・組合等	295	64,482	3.9	290	37,433	2.7
計	12,796	1,643,863	100.0	12,371	1,402,253	100.0

- (注) 1. 公社貸付を含み、設立団体により区分して計上しています。
2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(b) 受託貸付

農林漁業金融公庫から委託を受けて行っている公有林整備事業及び草地開発事業に対する貸付状況は、総額で166億7百万円で前年度に比べて60.8%の減となっています。

この内訳は、公有林整備事業が163億1百万円(対前年度比61.1%減)、草地開発事業が3億6百万円(対前年度比44.5%減)となっています。

平成17年度公有林整備事業等団体別貸付状況

区 分	公有林整備事業		草 地 開 発 事 業		計		
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構 成 比
都 道 府 県	193	8,216	0	0	193	8,216	49.5
市	475	5,109	6	58	481	5,167	31.1
町 村	533	2,977	13	247	546	3,224	19.4
組 合 等	0	0	0	0	0	0	0.0
計	1,201	16,301	19	306	1,220	16,607	100.0

- (注) 1. 公有林整備事業には、施業転換資金を含みます。
2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(ハ) 元利金回収の状況

貸付金及び利息の回収は、半年賦元利均等償還(交通事業の地下鉄事業特例債については半年賦元金均等償還、地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還)の方法により行われています。償還日は原則として毎年度9月20日及び3月20日です。

平成17年度における一般長期貸付及び公社貸付に係る回収金に関しては、定期分として元金1兆4,405億25百万円、利息7,735億46百万円、許可前貸付分として利息14百万円、短期貸付分として元金30億円、利息2百万円をそれぞれ回収しました。また、これらのほかに元金2,198億84百万円及び利息49億77百万円の繰上償還がありました。

平成17年度貸付金回収状況

区 分	元 金		利 息	
	件 数	金 額	件 数	金 額
長 期 貸 付 定 期 償 還	334,290	1,440,525	454,519	773,546
長 期 貸 付 繰 上 償 還	2,773	219,884	2,433	4,977
許 可 前 貸 付 償 還	-	-	2	14
短 期 貸 付 償 還	1	3,000	1	2

平成 17 年度における受託貸付に係る回収金は、公有林整備事業で元金 243 億 73 百万円、利息 103 億 26 百万円(うち繰上償還分元金 129 億 47 百万円、利息 2 億 77 百万円)を、草地開発事業で元金 22 億 48 百万円、利息 11 億 71 百万円(うち繰上償還分元金 51 百万円、利息 1 百万円)となっています。

(二) 貸付金残高の状況

平成 17 年度末の貸付金残高は 223,695 件、24 兆 7,658 億 94 百万円(うち公社貸付は 752 件、2,217 億 28 百万円)となっています。

貸付残高が多い事業としては、下水道事業が 9 兆 7,791 億 77 百万円、臨時地方道整備事業が 5 兆 3,299 億 90 百万円、上水道事業が 4 兆 8,781 億 16 百万円、交通事業が 1 兆 6,469 億 38 百万円、公営住宅事業が 8,197 億 87 百万円となっており、これらの 5 事業で全体の 90.7%を占めています。

平成 17 年度事業別長期貸付残高

政令規定事業名	事業名	件数	金額	構成比	
		件	百万円	%	
水 道	上水道	50,438	4,878,116	19.7	
	簡易水道	3,674	96,221	0.4	
工業用水道	工業用水道	3,096	356,605	1.4	
交通	交通	1,076	1,646,938	6.7	
電気	電気	1,042	101,650	0.4	
ガス	ガス	396	70,043	0.3	
港湾整備	港湾整備	1,217	133,495	0.5	
病院	病院	1,906	457,199	1.8	
介護サービス	介護	237	20,813	0.1	
市場	市場	466	116,728	0.5	
と畜場	と畜場	38	8,086	0.0	
観光施設	観光	116	20,152	0.1	
有料道路	有料道路	8	989	0.0	
駐車場	駐車場	574	135,328	0.5	
	地域開発(注1)	臨海	121	94,255	0.4
		内陸	58	22,397	0.1
		土地区画	11	4,240	0.0
	住宅用地	2	65	0.0	
公共下水道及び流域下水道	下水道	115,396	9,779,177	39.5	
市街地再開発	市街地	7	1,229	0.0	
公営住宅	公営住宅	5,908	819,787	3.3	
産業廃棄物処理	産業廃棄物	11	10,013	0.0	
臨時地方道整備	臨時地方道整備	32,467	5,329,990	21.5	
臨時河川等整備	臨時河川等整備	4,064	330,329	1.3	
臨時高等学校整備	臨時高等学校整備	614	110,322	0.4	
	(公) 道路	752	221,728	0.9	
	(社) 土地	0	0	0.0	
計		223,695	24,765,894	100.0	

(注)1. 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。

2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

また、受託貸付の残高は、公有林整備事業が 29,707 件、3,648 億 92 百万円、草地開発事業が 2,204 件、303 億 65 百万円の合わせて 31,911 件、3,952 億 57 百万円となっています。

平成 17 年度末の都道府県別貸付残高については以下のとおりです。

(単位：件、百万円)

都道府県	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		土地開発公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	297	176,777	5,542	973,862	7,603	252,811	284	28,859					13,726	1,432,309
青森	230	71,463	1,834	230,931	1,290	40,810	136	18,789	9	379			3,499	362,371
岩手	246	98,914	2,547	238,784	826	34,590	83	10,049					3,702	382,336
宮城	424	181,453	3,957	431,131	2,304	76,794	101	13,505	26	5,100			6,812	707,982
秋田	269	60,843	4,497	206,547	1,136	18,766	10	140					5,912	286,297
山形	342	100,125	2,566	223,894	1,685	40,815	107	3,330	10	240			4,710	368,403
福島	329	70,623	3,054	293,865	2,695	76,819	192	31,082	3	508			6,273	472,897
茨城	566	190,003	5,695	340,233	1,025	34,287	171	21,118	17	2,131			7,474	587,770
栃木	221	69,451	2,785	242,278	1,217	36,995	5	5,362	23	2,563			4,251	356,648
群馬	313	90,361	3,218	207,224	1,859	45,787	33	7,294					5,423	350,666
埼玉	274	258,274	4,727	494,438	1,851	52,521	221	22,563	16	3,832			7,089	831,628
千葉	545	201,700	4,183	465,426	819	21,129	452	86,024	22	4,913			6,021	779,193
東京	149	243,181	1,916	240,602	204	6,160	7	5,307	13	3,203			2,289	498,452
神奈川	267	187,630	2,521	1,163,159	816	30,474	102	194,352	15	3,279			3,721	1,578,894
新潟	279	76,443	7,531	494,745	1,110	35,075	166	20,853					9,086	627,116
富山	351	88,849	3,407	230,074	336	20,510	94	11,159	23	2,234			4,211	352,826
石川	212	69,948	2,521	260,357	1,097	51,484	5	970	10	2,322			3,845	385,081
福井	304	66,304	1,987	117,630	900	23,184	76	3,452	4	114			3,271	210,685
山梨	158	75,750	3,107	138,280	1,004	19,226	102	5,110	2	784			4,373	239,149
長野	274	98,246	4,278	384,881	3,132	104,859	200	20,588	35	6,033			7,919	614,607
岐阜	190	68,162	4,039	267,481	980	33,066	3	400	12	1,012			5,224	370,121
静岡	382	129,779	4,273	439,549	701	21,903	66	25,010	30	3,445			5,452	619,685
愛知	450	232,310	4,187	846,505	1,166	32,554	142	12,876	62	51,867			6,007	1,176,111
三重	463	114,840	3,576	245,631	840	22,982	30	4,237	8	369			4,917	388,059
滋賀	260	84,964	3,674	246,978	807	18,746	75	5,746	19	2,526			4,835	358,960
京都	211	76,485	2,675	538,009	942	25,305	3	3,431	17	3,235			3,848	646,465
大阪	451	222,526	4,521	1,420,153	608	19,625	33	2,588	98	40,935			5,711	1,705,827
兵庫	401	214,998	7,362	956,042	1,525	68,396	262	87,097	123	27,640			9,673	1,354,173
奈良	285	129,986	2,092	138,822	1,524	37,991	2	254	12	8,759			3,915	315,813
和歌山	157	36,226	1,258	123,277	897	36,876	8	3,300	7	54			2,327	199,732
鳥取	202	36,167	1,283	105,457	1,637	51,494	23	1,122					3,145	194,240
島根	251	70,958	2,002	202,752	477	24,236	79	3,203					2,809	301,150
岡山	372	169,393	3,902	446,363	1,263	39,125	100	35,525					5,637	690,406
広島	438	123,579	4,324	682,424	862	32,700	2	1,105	18	8,718			5,644	848,525
山口	506	117,686	4,049	230,556	506	14,299	134	14,422	4	747			5,199	377,711
徳島	213	45,319	1,098	76,831	648	20,949	3	253					1,962	143,352
香川	267	55,241	2,151	110,963	728	19,774	8	242					3,154	186,220
愛媛	182	47,083	2,255	219,880	491	16,119	37	2,280					2,965	285,362
高知	163	38,862	1,095	117,161	575	21,435	5	7,305	7	643			1,845	185,407
福岡	154	82,655	3,821	1,016,455	1,464	63,412	255	33,523	40	25,065			5,734	1,221,110
佐賀	36	22,021	1,358	115,949	562	27,245	133	20,931	6	388			2,095	186,534
長崎	173	43,736	2,367	221,864	555	20,024	17	1,753	24	3,236			3,136	290,612
熊本	225	50,122	2,572	257,235	1,357	44,011	36	2,979	11	499			4,201	354,847
大分	141	54,018	1,971	160,751	125	4,131			17	3,093			2,254	221,994
宮崎	217	62,159	1,798	176,318	862	29,209	5	208					2,882	267,893
鹿児島	184	77,621	2,056	177,464	903	28,482	36	3,913	9	1,864			3,188	289,343
沖縄	235	83,624	1,310	62,386	750	12,790	34	2,131					2,329	160,931
合計	13,259	4,966,856	148,942	16,981,598	56,664	1,809,976	4,078	785,738	752	221,728			223,695	24,765,894

- (注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付(132件、37,507百万円)を含みます。
2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(受託貸付)

(単位：件、百万円)

都道府県	公有林整備事業						草地開発事業						合計	
	都道府県分		市町村分		小計		都道府県分		市町村分		小計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	137	64,677	4,372	20,592	4,509	85,268			1,153	13,830	1,153	13,830	5,662	99,098
青森	66	3,127	679	2,892	745	6,019			268	5,141	268	5,141	1,013	11,160
岩手	139	47,997	1,345	7,237	1,484	55,234			154	2,110	154	2,110	1,638	57,344
宮城	130	3,805	934	3,039	1,064	6,844			16	88	16	88	1,080	6,931
秋田	25	832	1,677	10,433	1,702	11,265			78	659	78	659	1,780	11,924
山形	22	1,239	438	2,196	460	3,435			72	645	72	645	532	4,079
福島	30	6,632	442	1,570	472	8,203			11	64	11	64	483	8,266
茨城			26	21	26	21			8	66	8	66	34	87
栃木	27	3,188	18	27	45	3,215			20	72	20	72	65	3,287
群馬	19	374	138	278	157	652			16	72	16	72	173	724
埼玉	47	7,439	61	224	108	7,663							108	7,663
千葉	29	2,971			29	2,971							29	2,971
東京			15	30	15	30							15	30
神奈川	48	4,815			48	4,815							48	4,815
新潟	58	1,670	326	1,678	384	3,348			10	151	10	151	394	3,499
富山	59	2,085	63	167	122	2,252			29	568	29	568	151	2,820
石川	78	7,385	270	6,476	348	13,861							348	13,861
福井	78	1,150	498	3,756	576	4,906							576	4,906
山梨	52	5,313	97	287	149	5,600			1	21	1	21	150	5,621
長野	100	3,072	1,175	7,278	1,275	10,350			41	142	41	142	1,316	10,492
岐阜	110	1,003	702	3,021	812	4,023			49	1,022	49	1,022	861	5,045
静岡	45	1,575	221	876	266	2,451							266	2,451
愛知														
三重	82	1,029	324	1,128	406	2,156							406	2,156
滋賀	40	3,490	69	409	109	3,899							109	3,899
京都	81	1,182	422	3,066	503	4,248	1	41	1	25	2	66	505	4,314
大阪	75	2,262			75	2,262							75	2,262
兵庫			796	3,871	796	3,871							796	3,871
奈良	76	5,236	105	493	181	5,729	5	1,510			5	1,510	186	7,239
和歌山	30	1,126	393	914	423	2,040							423	2,040
鳥取	100	1,716	294	2,188	394	3,904			23	231	23	231	417	4,135
島根			1,545	9,248	1,545	9,248			71	631	71	631	1,616	9,879
岡山	62	2,207	640	2,852	702	5,059			40	418	40	418	742	5,477
広島	44	2,196	992	4,683	1,036	6,879			1	50	1	50	1,037	6,930
山口	6	14	1,309	6,687	1,315	6,701			22	218	22	218	1,337	6,919
徳島	50	1,375	196	572	246	1,948			3	10	3	10	249	1,957
香川	46	1,581	74	213	120	1,794							120	1,794
愛媛	67	1,487	423	1,129	490	2,616							490	2,616
高知	119	2,832	563	2,396	682	5,228			8	127	8	127	690	5,355
福岡	47	3,474	182	4,830	229	8,303			12	848	12	848	241	9,151
佐賀	33	731	145	342	178	1,074			2	1	2	1	180	1,075
長崎	70	2,841	770	3,722	840	6,562			22	759	22	759	862	7,321
熊本	69	5,996	1,039	5,417	1,108	11,413	5	131	10	44	15	175	1,123	11,588
大分	78	2,963	487	1,526	565	4,489							565	4,489
宮崎	63	2,843	904	8,580	967	11,423			11	125	11	125	978	11,548
鹿児島	83	4,302	1,918	7,317	2,001	11,619			41	548	41	548	2,042	12,166
沖縄														
合計	2,620	221,230	27,087	143,662	29,707	364,892	11	1,682	2,193	28,683	2,204	30,365	31,911	395,257

(注)四捨五入により計が一致しないことがあります。

(ホ) 資金調達状況

平成 17 年度貸付額(許可前貸付を含む)1 兆 4,022 億 53 百万円の原資は、公営企業債券の発行に伴う収入等により賅いました。

平成 17 年度における公営企業債券の発行総額は、1 兆 8,187 億円(前年度 2 兆 665 億円)であり、その内訳は政府保証国内債 9,539 億 80 百万円、政府保証外債 1,297 億 20 百万円、財投機関債 4,000 億円及び縁故債 3,350 億円となっています。

なお、平成 17 年度に当公庫が発行した政府保証国内債(10 年債) 9,539 億 80 百万円は、平成 17 年度政府保証国内債(10 年債)発行総額 2 兆 9,222 億円の 31.3%を占めています。

政府保証外債は、資金調達手段の多様化と資金調達コストの軽減を図る観点から、昭和 58 年度から発行しているもので、平成 17 年度はグローバル・ドル債を 1,297 億 20 百万円発行しました。

財投機関債は、財政投融资改革の趣旨を踏まえ、資金調達手段の多様化を図る観点から、平成 13 年度から発行しているもので、平成 17 年度には 4,000 億円発行しました。

縁故債は、安定的な資金の確保を図る観点から発行しているもので、平成 2 年度から地方公務員共済組合連合会が全額引き受けており、平成 17 年度は 3,350 億円発行しました。

公営企業債の平成 17 年度末発行残高は、21 兆 8,252 億 3 百万円(前年度末残高 22 兆 3,776 億 52 百万円)となっています。

(ハ) 公営競技納付金の概況

平成 17 年度における納付団体数は 190 団体で、公営競技の開催権を有する団体(260 団体)の 73.1%であり、その納付金額は、240 億 3,339 万円となりましたが、地方財政法施行令(昭和 23 年政令第 267 号。以下「地方財政法施行令」といいます。)に基づく施行団体からの申請による還付額を差し引いた後の納付金額は、90 億 2,324 万円と前年度の 106 億 899 万円に比べ 15 億 8,575 万円 の減少(14.9%減)となっています。

(参考)公営企業金融公庫業績評価(平成17年度)

公庫の業績評価は、「業績評価基準について」(平成11年12月9日付 自治企一第98号 自治省財政局長通知)に従い、公庫経営の活性化、効率化に資する視点から、業務の達成度、効率性、健全性等に関する評価を平成11年度から行っているものであり、ディスクロージャーの一層の充実を図るため、その評価結果を業務報告書において公表しています。

<評価結果は次頁>

別途エクセルファイルを貼付

別途エクセルファイルを添付

2. 対処すべき課題

(イ) 地方公共団体に対する長期低利の良質な資金の提供

当公庫は、特別法である公営公庫法に基づく公法上の法人(政府関係機関)であり、財政投融资計画及び地方債計画等に基づき、市場から政府保証債等を発行すること等により資金調達を行い、地方公共団体に長期低利の資金を供給し、公共料金の抑制や地方財政の負担の軽減を図るという国として果たすべき役割の一翼を担っています。今後ともこの役割を適切に果たすことができるよう、国と十分連携を図りつつ、貸付資金枠の確保、適正な特別利率の設定、必要な政府保証の確保等に積極的に取り組んでまいります。

(ロ) 経営基盤の安定強化

当公庫は、金利リスクをはじめとする経営上の諸リスクに適切に対応するため、平成 13 年度より各部課長で構成するリスクマネジメント会議を設置し、各種リスクの適切な把握と対応策等の検討を行っています。さらに重要な案件については、幹部会議等の場を通じて役員に報告しています。また、平成 17 年 6 月 22 日に「公営企業金融公庫リスク管理規程」を定め、各種リスク管理の基本方針及びリスク管理体制を明確にしました。ALM モデルについても分析手法の精緻化を推進しています。当公庫におきましては、これらの体制のもと、各種リスクに対し適切に対応しています。

なお、事業等のリスク及び対処状況に関する詳細に関しては、本発行者情報概要書 33 ページ以降をご参照下さい。

(ハ) 効率的な経営の徹底

当公庫においては、貸付残高はこの 20 年間で約 3 倍になったものの、職員定数については平成 17 年度は 81 名、平成 18 年度は 80 名とするなど毎年度見直しを行っております。今後とも業務の合理化、効率化をさらに徹底し、最小の費用・人員で最大の効果をあげるべく努力してまいります。また、国における電子政府の取り組みに歩調を合わせ、地方公共団体等との間の事務手続きの電子化にも積極的に取り組んでまいります。

さらに、より低利の良質な資金を地方公共団体に供給できるよう資金調達コストの低減に努めてまいります。このため、資金調達に当たってのマーケットとの対話の重視、外債による有利な発行市場の活用等、低利で安定した資金調達の確保を図るとともに、資金滞留コストの削減にも努めてまいります。特に、当公庫の貸付けは 3 月から 5 月に集中する一方で資金調達については債券発行の平準化が要求されるため、資金の滞留が発生するという問題につきましては、資金滞留コストをできるだけ小さくするため、平準化発行にも配慮しつつ、債券の発行時期の調整や短期借入の弾力的活用等に取り組んでまいります。

(二) 開かれた透明な経営の実施

当公庫は、法令に従い、財務諸表、附属明細書、業務報告書等を作成し、一般の閲覧に供するとともに、業務内容等について広く国民に知っていただくため、パンフレットを作成しているほか、インターネット上のホームページの充実も行っています。加えて、平成 13 年度からは、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、民間企業として活動を行っていると仮定した場合の財務書類である行政コスト計算財務書類を作成し、ホームページに掲載するなどにより公表しています。

さらに、一層市場に目を向けたディスクロージャーの充実強化を行うべく、投資家向けパンフレットの作成や投資家向け説明会の開催などにも取り組んでまいります。

なお、平成 13 年 12 月 5 日に公布された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）が、平成 14 年 10 月 1 日から施行され、当公庫の保有する文書は原則公開対象となりました。

(ホ) 政策金融改革について

平成 17 年 11 月 29 日に経済財政諮問会議において当公庫を含めた 8 つの政策金融機関のあり方について、「政策金融改革の基本方針」が取りまとめられるとともに、政府・与党において政策金融に関する 4 項目の合意が行われました。同年 12 月 24 日には、これらの内容が「行政改革の重要方針」として閣議決定され、これを受けて、平成 18 年 5 月 26 日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（以下「行政改革推進法」という。）が成立しました。

また、平成 18 年 6 月 27 日に政府の政策金融改革本部及び行政改革推進本部において、各政策金融機関の改革の具体的なあり方を示した「政策金融改革に係る制度設計」（以下「制度設計」という。）が決定されるとともに、同年 7 月 7 日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」が閣議決定され、今後、政府において、具体的な立法作業が進められ、遅くとも次期通常国会に提出される予定となっております。

制度設計においては、当公庫は平成 20 年度に廃止され、地方公共団体が共同して、資金調達のための新組織を設立し、当公庫の資産・負債は、デューデリジェンスに基づき適切に同組織に移管・管理されることとなっておりますが、当公庫といたしましても、長期低利の良質な資金を地方公共団体等に供給することにより、上下水道等の重要かつ基礎的な社会資本の整備や公共料金の抑制、地方財政の負担の軽減に寄与するという重要な役割に支障が生じないよう、また「現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすること」という行政改革推進法の規定を十分に踏まえ、適切に対応してまいります。

なお、特殊法人等改革、政策金融改革に関する詳細に関しましては、本発行者情報概要書 17 ページ以降をご参照ください。

3. 事業等のリスク

(イ) 信用リスク

当公庫の貸付対象は、地方公共団体及び対象二公社(以下「地方公共団体等」という。)に限定されており、公社に対する貸付の場合には必ず設立地方公共団体の連帯債務保証を受けることもあり、当公庫が有する貸付債権について、これまでに貸倒は1件も発生していません。また、当公庫は、以下の理由から、今後においても地方公共団体が債務者である貸付債権については債務不履行が生じる可能性は極めて小さいものと考えています。

なお、このことについては、許可制度から協議制度に移行した平成18年度以降も変更がないものと考えています。

- ・ 地方公共団体による借入その他の地方債の起債は、地方財政法第5条により限定的な場合にのみ認められており、かつ、同法第5条の3により、地方公共団体は、地方債を起こそうとする場合は、軽微な場合を除き、総務大臣又は都道府県知事と協議しなければならないとされていること(なお、同法附則第33条の7第4項により、平成17年度までの間、地方公共団体は、地方債を起こそうとする場合は、軽微な場合を除き、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。)
- ・ 普通会計債の元利償還金や公営企業繰出金については地方財政計画、地方交付税の算定を通じて所要の財源措置がなされる仕組みとなっていること。
- ・ 地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号)に規定される歳入欠陥を生じた地方公共団体のうち一定のものについては、同法に基づく地方債の起債制限が適用され得ること。また、同法に規定される財政再建団体又は準用財政再建団体については、同法の下で厳格な財政再建措置がとられ得るような制度が用意されていること。
- ・ 地方公共団体については、破産法(平成16年法律第75号)その他倒産手続に関する法律の適用はないと考えられ、地方公共団体に対する貸付債権の行使が破産手続により制限されることはないこと。
- ・ 地方公共団体は一定の課税権を有していること。

なお、地方道路公社向け貸付の残高は、平成17年度末現在、貸付残高全体の0.9%です(土地開発公社向け貸付の残高は、平成17年度末現在ありません。)

また、当公庫は、法令上、対象二公社を除き、住宅供給公社や、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(いわゆる第三セクター)に対しては、貸付けを行うことはできません。

(ロ) 市場関連リスク

(a) 金利リスク

当公庫は、地方公共団体の公営企業等に対し、最長28年、平均でも25年の固定金利で貸付を行っています(平成13年度からは10年ごとに適用利率を見直す「利率見直し方式」との選択制を導入)が、一方で貸付の原資はその大部分を期間10年の政府保証債を中心とする債券発行で賄っています。したがって貸付金が全額返還されるまでの間に、通常2回の借換が必要となるため、借換に伴う金利変動リスクを負っていることとなります。

このような貸付と資金調達の間隔のギャップに伴う金利リスクについて、当公庫は、以下のように対応

することとしています。

- i 貸付と資金調達の期間のギャップに伴う金利変動リスクに的確に備えるため、平成元年度に債券借換損失引当金を創設しましたが、その残高は平成 17 年度末には、2 兆 5,999 億円に達しており、今後とも所要額の積み立てに努力してまいります。
- ii 特別利率等による利下げ幅を検討するに当たっては、複数の金利シナリオをもとに経営の将来見通しを分析し、今後相当急激な金利上昇があっても経営に支障が生じることがないことを検証したうえで、決定しています。
- iii 今後は、経営基盤のより一層の充実強化を図るため、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行や金利変動リスクのヘッジの手法の検討などにも取り組んでまいります。

また、当公庫はトレーディング業務は行っておりませんので、これに伴う金利リスクはありません。

(b) 価格変動リスク

当公庫は、余裕金の一部を有価証券で運用していますが、運用期間が短く、満期保有を基本とする等、安全性を重視した運用を行っており、価格変動リスクは極めて少ないものとなっています。

(c) 為替リスク

当公庫は、外貨建て債券を発行しており、したがって為替リスクを負っています。かかる為替リスクをヘッジするため、当公庫は調達額全額について通貨スワップ及び長期先物為替予約を行っています。なお、通貨スワップに伴うカウンターパーティーリスクについては、相手方の信用力を常に把握するとともに、複数の金融機関に取引を分散させることにより管理しています。

(d) その他の市場リスク

当公庫は、平成 16 年度から物価連動債を発行しており、償還元金変動するリスクを負っています。かかるリスクをヘッジするために、当公庫は調達額全額について、金利スワップを行っています。

なお、当公庫では、スワップ及び長期先物為替予約といった金融派生商品取引等を、業務に伴う為替リスク、金利リスクをヘッジする目的に限定して行っており、平成 18 年 3 月末現在の信用リスク額は、下記のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
通貨スワップ	481,380	14,811
長期先物為替予約	227,256	4,587
金利スワップ	60,000	241
その他金融派生商品取引	—	—
ネットिंगによる信用リスク削減効果	—	△1,000
合 計	768,636	18,639

(注)1 信用リスク額は国際統一基準によって算出したものです。(注)2 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(ハ) 流動性リスク

当公庫は、政府保証債を中心とする安定した資金調達を行っている一方で、地方公共団体に対する融資についてはその時期がおおむね予見されていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て主務大臣の認可を受け、これに基づいて日々の資金繰り表及び収支見込みを作成しているため、流動性リスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態の資金繰りにも万全を期すため、複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、手持ち資金の運用も、流動性を勘案し短期で運用しています。

(ニ) 事務リスク

当公庫は、役職員による業務の懈怠や業務遂行上の事故の発生等を原因として損害を被る可能性があります。役職員による関係法令・規程等の遵守及び善管注意義務の認識を高めることにより、こうした事務リスクを管理することを一つの目的として、平成 15 年 1 月に「公営企業金融公庫の法令等の遵守に関する規程」を定め、コンプライアンスに関する重要事項を審議する場として「コンプライアンス委員会」を設置しました。

また、平成 15 年 6 月以降は、「コンプライアンスマニュアル」の逐次改訂を行うとともに役職員への配布や、コンプライアンスに関する研修の実施、研修用ビデオを購入し、各部署への貸出しなどの具体的な取り組みを行っています。その詳細につきましては、本発行者情報概要書 45 ページ以降をご参照ください。

(ホ) システムリスク

当公庫は、コンピュータシステムの誤作動等、システムの不備等に伴い損害を被る可能性があります。こうしたシステムリスクの管理に係る基本方針として、当公庫の情報資産の保護と適切な活用を図るため、「システムリスク管理に関する要綱」及び「システムリスク管理ポリシー」を制定するとともに、これらに基づく運用基準として、「システムリスク管理スタンダード」を制定し、運用しています。

また、当公庫のコンピュータシステムが、不慮の事故や災害、あるいは故障等により機能しなくなった場合または使用ができなくなった場合に、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を行うため、「公営企業金融公庫コンティンジェンシープラン」を策定しています。

4. 経営上の重要な契約等

当公庫の事業に重要な影響を与える契約等はありません。

5. 研究開発活動

該当事項はありません。

6. 財政状態及び経営成績の分析

(イ) 経営成績の変動について

○損益計算書（平成13年度～平成17年度）

（単位：百万円）

科目	13	14	15	16	17
＜損失＞					
債券利息	679,223	617,509	542,452	477,873	421,608
借入金利息	0	2	0	—	—
支払雑利息	—	291	347	347	347
債券発行諸費	4,793	4,310	5,456	4,052	3,341
償却費	16,574	10,649	12,154	12,568	9,325
固定資産減価償却費	49	56	55	65	70
債券発行差金償却	4,072	4,056	5,256	6,978	4,370
債券発行費償却	12,453	6,537	6,844	5,525	4,885
利差補てん引当金繰入	45,281	65,787	58,492	54,030	49,502
債券借換損失引当金繰入	202,921	245,780	272,681	285,087	314,793
その他の損失	1,735	1,807	1,736	16,695	4,238
合 計	950,528	946,134	893,318	850,652	803,153
＜利益＞					
貸付金利息	939,037	908,349	861,938	822,312	777,111
長期・許可前貸付利息	939,036	908,349	861,938	822,312	777,109
短期貸付利息	1	—	—	—	2
余裕資金運用益	2,060	138	113	77	121
受入雑利息	1,024	962	—	—	—
公営企業健全化基金より受入	7,963	6,609	6,100	3,659	2,654
利差補てん引当金戻入	—	24,510	24,178	23,465	22,227
その他の利益	444	5,565	990	1,138	1,040
合 計	950,528	946,134	893,318	850,652	803,153

注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

当公庫の平成17年度の利益は、貸付金利息7,771億11百万円、余裕資金運用益121百万円、公営企業健全化基金より受入26億54百万円、利差補てん引当金戻入222億27百万円、その他の利益10億40百万円の合計8,031億53百万円でした。

これに対し、損失は、債券利息4,216億8百万円、支払雑利息3億47百万円、債券発行諸費33億41百万円、固定資産減価償却費70百万円、利差補てん引当金繰入495億2百万円、債券借換損失引当金繰入3,147億93百万円、その他の損失42億38百万円の7,938億98百万円で、利益との差額92億55百万円を債券発行差金及び債券発行費の償却費に充当したため利益金は生じませんでした。

(ロ) 財政状態について

○貸借対照表 (平成13年度～平成17年度)

(単位：百万円)

科目	13	14	15	16	17
<資産の部>					
貸付金	24,047,148	24,524,082	24,888,435	25,024,051	24,765,895
受託貸付金	432,149	424,221	414,616	405,272	395,257
現金預け金	1,011,400	792,214	586,073	665,836	621,063
有価証券	205,000	169,330	129,999	—	99,984
未収収益	27,601	26,235	24,799	23,611	22,137
雑勘定	—	—	—	—	—
固定資産	2,802	2,696	2,581	2,570	2,525
繰延資産	—	—	—	—	—
債券発行差金	—	—	—	—	—
債券発行費	—	—	—	—	—
合 計	25,726,100	25,938,777	26,046,503	26,121,340	25,906,861
<負債及び資本の部>					
債券	22,875,916	22,805,942	22,614,091	22,377,652	21,825,203
受託貸付資金	432,149	424,221	414,616	405,272	395,257
未払費用	15,930	13,379	12,880	12,540	13,549
雑勘定	11,169	8,932	6,850	5,208	3,747
基本公営企業健全化基金	847,528	855,838	860,607	867,556	873,925
利差補てん引当金	45,281	86,558	120,872	151,437	178,711
債券借換損失引当金	1,481,527	1,727,307	1,999,988	2,285,075	2,599,868
資本金	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600
合 計	25,726,100	25,938,777	26,046,503	26,121,340	25,906,861

注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(a) 公営企業健全化基金

平成17年度については、期首残高8,675億56百万円に対し、納付金収入は90億23百万円で、その運用収益は、282億18百万円でした。一方、17年度における基金による利差補てん所要額は308億59百万円で、これに上記運用収益の額から基金管理費を控除した額282億5百万円を充て、更に不足する額について、公営公庫法第28条の4第3項ただし書きの規定に基づき当該年度の納付金収入額のうち26億54百万円を充てた結果、17年度期末残高は8,739億25百万円となりました。

(b) 利差補てん引当金

平成17年度については、公営公庫法施行令第15条の2第1項の規定に基づき、公営公庫法施行規則第2条及び附則第2条で定められているところにより算定した額495億2百万円を繰入れ、222億27百万円を取り崩しました。

(c) 債券借換損失引当金

平成17年度については、公営公庫法施行令第16条第1項の規定による主務大臣の承認を受けた額3,147億93百万円を繰入れました。この結果、債券借換損失引当金の累積額は、前期末の2兆2,850億75百万円に当期分を加えて2兆5,998億68百万円となりました。

(d) 繰延資産

繰延資産については、「公庫の国庫納付金に関する政令」第1条第4項の規定に基づき財務大臣の定める方法により償却することとされており、発生額の92億55百万円を全額償却しました。

このため、繰延資産の期末残高は0となりました。

(e) 資本金

資本金は、166億円（全額政府出資）となっています。

(ハ) 政策コスト分析について

政策コスト分析とは財政投融资を活用している事業の実施に伴い、国（一般会計等）から将来にわたって投入される補助金等の額を財政融資対象の全特殊法人等が試算したものです。

分析に当たっては、将来にわたる補助金等を現在の価値として評価した総額（割引現在価値額）を、一定の仮定を置いて試算しています。

平成18年度政策コスト分析結果（平成18年7月26日公表）

	政策コスト	分析期間
公営企業金融公庫	87億円	30年

政策コスト分析の詳細については、発行者情報概要書15ページ以降をご参照ください。

(ニ) 行政コスト計算財務書類の作成について

平成13年6月19日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」において「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、公庫及びその他の特殊法人等は説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、平成12年度決算から、行政コスト計算書、民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書等で構成される行政コスト計算財務書類を作成・公表することとなりました。

行政コスト計算書は各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した会計処理に基づいて作成し、国民負担を明確にするため、通常企業単体のコストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用を加算して算出されています。

当公庫は、平成17年度の行政コスト計算財務書類を平成18年7月31日に公表しました。当公庫の行政コスト計算財務書類については、当公庫の開設するホームページに掲載するとともに、当公庫の事務所に備え置き公表しています。

(単位：百万円)

業務費用	▲ 340,570
機会費用	348
行政コスト	▲ 340,221

行政コスト計算財務書類の詳細については、発行者情報概要書 16 ページ以降及び 74 ページ以降をご参照ください。

(ホ) 公営企業金融公庫業績評価について

当公庫の業績評価は、「業績評価基準について」(平成 11 年 12 月 9 日付 自治企一第 98 号 自治省財政局長通知)に従い、公庫経営の活性化、効率化に資する視点から、業務の達成度、効率性、健全性等に関する評価を行っているものであり、ディスクロージャーの一層の充実を図るため、その評価結果を業務報告書において公表しています。なお、業績評価については、本発行者情報概要書 28～30 ページをご参照下さい。

(ハ) 政策評価について

当公庫は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)において、当公庫の業務について講ずべき措置として、「政策目標を明らかにしたうえで、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる」とされたことに対応し、政策評価を実施するため「公営企業金融公庫政策評価実施要領」を作成しました。この要領では、当公庫の「使命」と業務運営の「基本方針」を定めるとともに、業務運営において「達成すべき目標」などを定めています。当公庫は、本実施要領に掲げた目標を踏まえ、より一層効果的、効率的な業務運営に取り組んでいくとともに業務運営の軌跡を客観的かつ厳格に評価し、その結果を踏まえ、業務運営において達成すべき目標等を見直していきます。なお、これらの情報につきましては、当庫ホームページ等で公表しております。

(ト) 自己資本について

当公庫は、政策金融機関であり、銀行法の適用を受けませんので、国際統一基準による自己資本比率を算出していませんが、貸借対照表上の資本合計額と総資産額の比率は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	資本合計	総資産	資本合計／総資産
平成 16 年度末	16,600	26,121,340	0.06%
平成 17 年度末	16,600	25,906,861	0.06%

なお、平成 18 年 7 月 31 日に公表した行政コスト計算財務書類の民間企業仮定貸借対照表により、同様の計算をすれば、次のようになります。

(単位：百万円)

	資本合計	総資産	資本合計／総資産
平成 17 年度末	2,810,812	25,937,541	10.84%

(注)「銀行の自己資本比率基準」(平成 5 年大蔵省告示第 55 号)によると、地方公共団体向け貸付債権はリスクウエイト 0%とされており、地方公共団体が設立する土地開発公社及び地方道路公社向け貸付債権及び地方公共団体により保証された債権はリスクウエイトが 10%とされていますが、上記算出においては全てリスクウエイト 100%の資産として計上しています。

(f) 平成 18 年度予算について

平成 18 年度予算については、第 164 回国会で平成 18 年 3 月 27 日に議決され成立しました。

この平成 18 年度予算に基づく、当公庫関連事項の概要は以下のとおりです。

I. 貸付資金枠

(単位：億円、%)

区 分		平成 18 年度予算 A	平成 17 年度予算 B	増 減 率 (A-B)/B
一 般 貸 付	一般会計債	3,504	4,036	△13.2
	公営企業債	9,193	9,918	△ 7.3
	公営企業借換債	2,000	2,000	0.0
	小 計	14,697	15,954	△ 7.9
公社貸付		80	110	△27.3
合 計		14,777	16,064	△ 8.0

(注) 平成 18 年度地方債計画(公庫資金)のうち当年度貸付見込額及び平成 17 年度地方債計画のうち過年度貸付見込額を合算した額である。なお、農林漁業金融公庫からの受託貸付は含まない。

II. 臨時特別利率の貸付枠の確保

公営企業による社会資本整備の推進に資するため、貸付枠を 3,600 億円(平成 17 年度予算額 3,900 億円)とする。

III. 公営企業借換債の確保

資本費負担の著しく高い一定の公営企業に対する借換債(従来分)を確保するとともに、平成 18 年度の臨時特例分として、別途高金利の一定の公営企業債について借換債を措置することとし、公営企業借換債の計画額を 2,000 億円(平成 16 年度予算額 2,000 億円)とする。

IV. 公営企業債券の発行計画

(単位：億円、%)

区 分	平成 18 年度予算 A	平成 17 年度予算 B	増 減 率 (A-B)/B
政府保証債	10,000	11,700	△ 14.5
国内債	8,700	10,400	△ 16.3
外債	1,300	1,300	0.0
非政府保証債	8,050	7,960	△ 1.1
財投機関債	4,200	4,000	5.0
縁故債	3,850	3,960	△ 2.8
合 計	18,050	19,660	△ 8.2

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成17年度において取得した設備は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	取得額
事務所・舎宅等	神奈川県横浜市他	構築物等	26

また、平成17年度において除却した設備は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	取得額
事務所・舎宅等	東京都千代田区他	什器等	11

2. 主要な設備の状況

平成17年度末における設備の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

内容	所在地	土地		建物・構築物	動産	合計
		面積	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格
事務所・舎宅等	東京都千代田区他	9,529 m ²	1,347	977	618	2,942

(注)動産には、機械器具備品、造作、敷金を含みます。

3. 設備の新設、除却等の計画

平成18年度の主要な設備等への支出計画は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	取得額
事務所・舎宅等	東京都千代田区他	建物等	19

(注)平成18年度予算で計上しているものです。

なお、平成19年度の主要な設備等への支出計画は未定です。

第4 発行者の状況

1. 資本金の推移

当公庫が設立された昭和32年度以降の各年における政府の出資額の推移は以下のとおりです。

(単位：百万円)

年 度	出 資 額	出 資 金 の 受 入 内 容
昭和32	500	貸付金の原資
〃 33	500	出資金の運用益による間接費の賄い
〃 34	500	同上
〃 35	300	貸付金の原資
〃 36	300	同上
〃 37	300	同上
〃 38	—	
〃 39	100	当公庫の経営健全化
〃 40	100	同上
〃 41	200	貸付利率(特利)の引下げ
〃 42	300	当公庫の経営健全化
〃 43	200	同上
〃 44	200	同上
〃 45	200	同上
〃 46	200	同上
〃 47	200	同上
〃 48	200	当公庫の業務運営の健全化
〃 49	500	経営基盤強化(構造的な資金運用ロスの特補)
〃 50	300	同上
〃 51	500	同上
〃 52	1,000	出資金の運用益による間接費の賄い
〃 53	1,000	同上
〃 54	800	同上
〃 55	700	同上
〃 56	700	同上
〃 57	700	経営基盤強化(構造的な資金運用ロスの特補)
〃 58	700	同上
〃 59	700	同上
〃 60	700	同上
〃 61	2,000	同上
〃 62	1,000	貸付金の原資 経営基盤強化(構造的な資金運用ロスの特補)
〃 63	1,000	同上
平成元～17	—	
累計	16,600	

2. 役員の状況

平成 18 年 7 月 31 日現在の役員の定数は、総裁 1 人、理事 3 人、監事 1 人の計 5 人で、定数外の非常勤理事が 1 人となっています。また、同日現在の実員数は、総裁 1 人、理事 3 人、監事 1 人の計 5 人で、定数外の非常勤理事が 1 人となっており、これらの任期等の状況については、以下のとおりです。

(平成 18 年 7 月 31 日現在)

役職名	氏名	任期	主要経歴
総裁	渡邊 雄司 (昭和 19 年 1 月 3 日生)	平成 16 年 9 月 24 日就任 ～平成 17 年 5 月 31 日 平成 17 年 6 月 1 日再任 ～平成 21 年 5 月 31 日	昭和 42 年 4 月 株式会社日本興業銀行入行 平成 15 年 1 月 株式会社みずほフィナンシャル グループ取締役副社長 平成 15 年 10 月 興和不動産株式会社代表取締役 社長
理事	木村 功 (昭和 26 年 5 月 30 日生)	平成 15 年 2 月 1 日就任 ～平成 17 年 5 月 31 日 平成 17 年 6 月 1 日再任 ～平成 21 年 5 月 31 日	昭和 49 年 4 月 自治省入省 平成 11 年 4 月 京都府副知事 平成 13 年 7 月 総務省大臣官房審議官 (公営企 業・財務担当) 平成 14 年 1 月 総務省大臣官房審議官 (財政制度 担当)
理事	飯島 健司 (昭和 26 年 8 月 14 日生)	平成 17 年 7 月 29 日就任 ～平成 21 年 7 月 28 日	昭和 49 年 4 月 大蔵省入省 平成 9 年 7 月 大蔵省理財局国有財産総括課長 平成 10 年 1 月 大蔵省福岡財務支局長 平成 13 年 1 月 財務省大臣官房審議官 (理財局担 当) 平成 15 年 7 月 財務省大阪税関長
理事	石木 俊治 (昭和 27 年 2 月 2 日生)	平成 17 年 7 月 29 日就任 ～平成 17 年 9 月 30 日 平成 17 年 10 月 1 日再任 ～平成 21 年 9 月 30 日	昭和 49 年 4 月 農林省入省 平成 2 年 8 月 内閣法制局参事官 (第一部) 平成 7 年 7 月 水産庁振興部沿岸課長 平成 14 年 8 月 内閣法制局第四部長 平成 17 年 7 月 農林水産省大臣官房付
理事 (非常勤)	小玉 孝夫 (昭和 18 年 5 月 12 日生)	平成 18 年 5 月 12 日就任 ～平成 22 年 5 月 11 日	昭和 42 年 6 月 川崎市採用 平成 16 年 4 月 川崎市交通事業管理者 (交通局長) 平成 17 年 6 月 社団法人川崎港振興協会専務理事
監事	橋本 勲 (昭和 18 年 12 月 7 日生)	平成 15 年 6 月 26 日就任 ～平成 17 年 5 月 31 日 平成 17 年 6 月 1 日再任 ～平成 21 年 5 月 31 日	昭和 43 年 4 月 東京都庁入庁 平成 10 年 7 月 東京都交通局総務部長 平成 12 年 8 月 東京都職員共済組合事務局長 平成 13 年 7 月 東京都住宅局長

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(イ) 当公庫の機関の内容

(a) 日本政府の監督等

当公庫は、公営公庫法の規定により主務大臣である総務大臣及び財務大臣の監督を受けます。

主務大臣は、公営公庫法を施行するため必要があると認めるときは、当公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができ、また、当公庫に対して報告をさせ、または当公庫の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査することができます。

なお、立入検査の権限の一部を金融庁長官に委任しています。

また、当公庫は、業務の開始の際の業務方法書の作成、金融機関に対する貸付及び回収に関する業務の委託、事業計画及び資金計画の作成、公営企業債券の発行の際には、主務大臣の認可を受けることとされています。

(b) 役員

当公庫は、公営公庫法の規定により、役員として、総裁1人、理事4人以内及び監事1人を置くこととされています。

総裁は、当公庫を代表し、その業務を総理します。

理事は、総裁の定めるところにより、当公庫を代表し、総裁を補佐して当公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときは、その職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行います。

監事は、当公庫の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができます。

総裁及び監事は、主務大臣が任命し、理事は、総裁が主務大臣の認可を受けて任命します。また、主務大臣は、当公庫の役員が公営公庫法第13条の欠格条項に該当するに至ったときは、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合はこれを解任することができます。

(c) 幹部会議

当公庫経営の基本方針に関する事項等、当公庫の業務運営に関する重要事項については幹部会議に付議されます。

幹部会議は、役員及び部長（部長相当職を含む。）をもって構成され、毎月、定例会を開催するほか、総裁が必要と認めるときに臨時会を開催します。

(d) 参与

公営企業健全化基金に関し意見をきき、その円滑な運営に資するため、当公庫に参与を設置しています。参与は7人以内とし、地方競馬、自転車競技、小型自動車競走及びモーターボート競走のそれぞれの施行者の全国的組織の代表者、地方公営企業に関係のある者のうちから委嘱しています。

(e) 運営協議会

当公庫の運営等に関し、地方公共団体等の意向を反映させるため、当公庫に公営企業金融公庫運営協議会を設置し、総裁は、当公庫の運営に関し必要な事項を運営協議会に諮るものとしています。

運営協議会の委員は12人以内とし、地方公営企業等を代表する者等を総裁が委嘱しています。

(Ⅱ) 内部統制システムの整備の状況

(a) 監事監査

公営公庫法の規定による監事の監査については、書面監査及び実地監査その他適当と認める方法により実施しています。

監査は、毎年度あらかじめ監事が定めた監査計画に基づいて行うものほか、監事は必要に応じて臨時に監査を行うことができます。

監事は、監査の結果を総裁に通知するものとし、当公庫業務の運営について改善を要すると認めた事項があるときは、総裁に意見を提出します。

(b) 内部監査

当公庫における業務の適正かつ能率的な運営を確保するため、検査役が内部監査を行います。

監査は、各部各課（秘書役室を含む。）の所掌事務が適正かつ合理的に運営されているか、事務処理が法令や諸規定に従い正當かつ能率的に行われているかについて行います。

検査役は、監査を終了したときは、その結果を総裁に報告します。

(c) コンプライアンス委員会

当公庫の業務遂行にあたって、法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すことを目的として、その組織的取組について基本的事項を定めた「公営企業金融公庫の法令等の遵守に関する規程」を制定し、これに基づきコンプライアンス委員会を設置し、この運営等について定めた「コンプライアンス委員会運営要領」を制定しています。

コンプライアンス委員会は、当公庫のコンプライアンスに関する重要事項の審議機関であり、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成・改正、実行計画の策定のほか、業務執行においてコンプライアンス上必要な措置等についても審議を行います。

コンプライアンス委員会の構成は、総務部担当理事を委員長とし、各理事及び各部長を委員としています。

(ハ) リスク管理体制の整備の状況

(a) リスクマネジメント会議

当公庫業務に伴う諸リスクを把握・管理し、当公庫の安定的自立的経営に資するためリスクマネジメント会議を設置しています。

リスクマネジメント会議は、部長及び課長（秘書役及び総務部長が指定する課長相当職職員を含む。）をもって構成され、月1回の定例会に加え、必要に応じて臨時会を開催し、金利変動リスクをはじめとする諸リスクの適切な把握と対応策等の検討を行っています。さらに重要な案件については、幹部会議において審議するものとしています。

(b) システムリスク管理

当公庫の業務に使用する情報資産の保護と適切な活用を図るため、システムリスク対策についての基本方針及び当該基本方針に基づく運用基準を定めた「システムリスク管理に関する要綱」等を制定するとともに、当公庫のコンピュータシステムが、不慮の事故や災害、あるいは故障等により機能しなくなった場合または使用ができなくなった場合の対策として「公営企業金融公庫コンティンジェンシープラン」を策定しています。

また、平成15年度には、当公庫におけるシステムリスクの管理態勢の充実強化を図る一環として、管理態勢の現状評価及び改善点の有無に関する検証等を監査法人に依頼し、外部監査を実施しました。

(ニ) 役員報酬の内容

役員には、公営企業金融公庫役員給与規程に基づき、給与が支給されます。

役員給与は、俸給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当です。ただし、非常勤役員の給与は俸給のみです。

- ① 役員の俸給は、月額とし、次の各号に掲げる役員に対しそれぞれ当該各号に定める額を支給します。なお、俸給の引き下げに伴い、国家公務員の例に準じ、新旧俸給月額の差額を支給しています。

①総裁 1,141,000 円、②理事 847,000 円、③監事 766,000 円、④非常勤役員 81,000 円

- ②特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第95号。以下「給与法」といいます。）第11条の3の規定に準じて役員に対し支給します。

特別調整手当の月額、東京都特別区に所在する事務所に在勤する役員にあっては、俸給月額に13/100を乗じて得た額です。

- ③通勤手当は、給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に対して支給します。

通勤手当の額は、給与法第12条第2項に規定する額です。

- ④特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」といいます。）に、それぞれ、在職する役員に支給します。

特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給月額に25/100を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に20/100を乗じて得た額の合計額に給与法第19条の8に定める支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とします。ただし、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができます。

なお、平成17年度決算における役員給与は、88,812,098 円です。

(ホ) 監査報酬の内容

平成17年度における監査契約に基づく監査証明に係る報酬はありません。

第 5 経理の状況

1. 財務諸表

当公庫は、公営公庫法第 28 条に基づき、毎事業年度ごとに決算報告書及び財務諸表を作成して監事の意見を付して主務大臣を経由して財務大臣に提出します。財務諸表については財務大臣の承認を受けるとともに、官報に公告し、また、決算報告書及び財務諸表については、付属明細書及び業務報告書とともに事務所に備え置き、一般の閲覧に供しています。その後、毎事業年度の決算報告書及び財務諸表は内閣に送付され、決算報告書については会計検査院の検査を経た上、財務諸表とともに国会に提出されます。本発行者情報概要書においては、平成 16 年度と平成 17 年度の財務諸表に対する監事の意見を記載した書面の写しを各財務諸表の直前に掲げてあります。

当公庫の会計処理は公営公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律、関連政省令及び告示並びに特殊法人等会計処理基準に基づいて行っており、当公庫の財務諸表は、証券取引法第 193 条の 2 に規定される監査証明は受けておりません。

なお、当公庫は子会社を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

財務諸表の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

(イ)平成16年度の財務諸表に対する監事の意見

【挿入：H17.5.31 橋本監事の意見書】

(四) 平成16年度財務諸表

貸借対照表(平成17年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
貸 付 金		債 券	
長 期 貸 付 金	25,024,051,185,425	債 券 発 行 高	22,377,651,948,931
受 託 貸 付 金	405,271,569,195	受 託 貸 付 資 金	405,271,569,195
現 金 預 け 金	665,836,434,158	未 払 費 用	12,540,248,341
現 金	30,000	未 払 債 券 利 息	12,538,361,929
預 け 金	665,836,404,158	未 払 支 払 雑 利 息	1,886,412
未 収 収 益	23,610,677,955	雑 勘 定	5,208,046,766
未 収 貸 付 金 利 息	23,553,947,336	前 受 収 益	5,204,580,266
未 収 受 託 手 数 料	56,730,619	未 払 金	3,466,500
固 定 資 産		基 金	
20 業 務 用 固 定 資 産	2,569,904,630	基 本 公 営 企 業 健 全 化 基 金	867,556,189,346
		特 別 法 上 の 引 当 金	2,436,511,768,784
		利 差 補 て ん 引 当 金	151,437,032,412
		債 券 借 換 損 失 引 当 金	2,285,074,736,372
		(負 債 合 計)	26,104,739,771,363
		資 本 金	
		産 業 投 資 出 資 金	16,600,000,000
		(資 本 合 計)	16,600,000,000
資 産 合 計	26,121,339,771,363	負 債 ・ 資 本 合 計	26,121,339,771,363

損益計算書〔平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで〕

損		失	利		益																						
科	目	金額(円)	科	目	金額(円)																						
経	常	費用	496,636,786,055	経	常	収	益	826,884,473,320																			
債	券	利息	477,872,821,256	貸	付	金	利息	822,312,194,659																			
支	払	雑	利息	347,100,000	許	可	前	貸	付	利	息	885,972															
事		務	費	1,795,776,972	長	期	貸	付	利	息	822,311,308,687																
	俸	給	及	諸	給	与	受	託	手	数	料	280,409,339															
	諸	支	出	金	99,769,280	預	け	金	利	息	50,443,546																
	旅		費	31,752,157	有	価	証	券	益																		
	業	務	諸	費	845,870,078	有	価	証	券	益	26,600,000																
	交	際	費	346,250	雑	収	入		555,522,205																		
	税		金	30,344,422	労	働	保	険	料	被	保	険	者	負	担	金	4,727,320										
債	券	発	行	諸	費	4,051,816,835	雑	益	550,794,885																		
債		却	費	12,568,435,402	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入										
	20	固	定	資	産	減	価	償	却	費	65,446,547	基	本	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入	3,659,303,571
	債	券	発	行	差	金	償	却	6,978,047,200	特	別	利	益	23,767,610,145													
	債	券	発	行	費	償	却	5,524,941,655	固	定	資	産	売	却	益	302,462,413											
	雑		損	835,590	利	差	補	て	ん	引	当	金	戻	入	23,465,147,732												
特	別	損	失	354,015,297,410																							
	固	定	資	産	除	却	損	36,115,077																			
	債	券	償	還	損	14,862,500,000																					
	利	差	補	て	ん	引	当	金	繰	入	54,030,155,589																
	債	券	借	換	損	失	引	当	金	繰	入	285,086,526,744															
当	期	利	益	金	0																						
合	計			850,652,083,465	合	計									850,652,083,465												

重要な会計方針等

1 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産 356,808,889 円

2 引当金の計上基準

(1) 利差補てん引当金

利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令（昭和 32 年政令第 79 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫法施行規則（平成 13 年総務省・財務省令第 5 号）第 2 条及び附則第 2 条で定めるところにより算定した額を計上している。

(2) 債券借換損失引当金

発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該事業年度末貸付金残高の 125/1000 の範囲内で計上している。

3 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

① 債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令（昭和 26 年政令第 162 号）第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

② 債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）はない。

財産目録(平成17年3月31日現在)

摘	要	金額(円)
(資産の部)		
貸付金		
長期貸付	口 219,766	25,024,051,185,425
受託貸付金	32,870	405,271,569,195
現金預け金		665,836,434,158
現金		30,000
預け金	みずほコーポレート銀行外 13行	665,836,404,158
未収収益		23,610,677,955
未収貸付金利息		23,553,947,336
未収受託手数料		56,730,619
固定資産		
業務用固定資産		
土地	7筆 ㎡ 9,529	1,346,642,734
建築物	12棟 延4,008	683,454,174
構築物		27,643,315
機械器具備品	自動車2両、その他 141点	80,007,072
造作		328,885,995
敷金	1口	103,271,340
資産合計		26,121,339,771,363
(負債の部)		
債券		
債券発行高		22,377,651,948,931
受託貸付資金		405,271,569,195
未払費用		12,540,248,341
未払債券利息		12,538,361,929
未払支払雑利息		1,886,412
雑勘定		5,208,046,766
前受収益		5,204,580,266
未払金		3,466,500
基金		
基本公営企業健全化基金		867,556,189,346
特別法上の引当金		2,436,511,768,784
利差補てん引当金		151,437,032,412
債券借換損失引当金		2,285,074,736,372
負債合計		26,104,739,771,363
正味財産		16,600,000,000

(参考)

(a) 平成16年度財務諸表の勘定科目の概要

① 貸借対照表の概要

前記貸借対照表の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

i 貸付金 25,024,051,185,425円

長期貸付の残高であって、本年度1兆6,438億6,250万円の貸付けを行ったが、一方1兆5,082億4,665万2,878円の償還があったので、平成15年度末の残高24兆8,884億3,533万8,303円に対し、1,356億1,584万7,122円の増加となった。

ii 受託貸付金 405,271,569,195円

農林漁業金融公庫の委託を受けて貸付けを行っている公有林整備事業及び草地開発事業に対する受託貸付金勘定であって、本年度424億770万円の貸付けを行ったが、一方517億5,167万9,624円の償還があったので、平成15年度末の残高4,146億1,554万8,819円に対し、93億4,397万9,624円の減少となった。

iii 現金預け金 665,836,434,158円

年度末における手持現金の残高3万円と銀行預け金の残高6,658億3,640万4,158円の合計額である。

iv 未収収益 23,610,677,955円

未収貸付金利息235億5,394万7,336円及び未収受託手数料5,673万619円の合計額である。

v 固定資産 2,569,904,630円

土地13億4,664万2,734円、建物6億8,345万4,174円、構築物2,764万3,315円、機械器具備品8,000万7,072円、造作3億2,888万5,995円及び敷金1億327万1,340円の合計額である。

vi 債券 22,377,651,948,931円

公営企業債券の残高であって、本年度においては、2兆665億円(うち国外債券1,220億4,000万円)を発行し、償還額2兆3,029億3,868万7,836円(うち国外債券704億108万7,836円)を差し引いたので、平成15年度末の残高22兆6,140億9,063万6,767円に対し、2,364億3,868万7,836円の減少となった。

vii 受託貸付資金 405,271,569,195円

公有林整備事業及び草地開発事業に貸し付けるため農林漁業金融公庫から交付された資金の残高である。

viii 未払費用 12,540,248,341円

未払債券利息125億3,836万1,929円(うち国外債券83億9,879万1,901円)及び未払支払雑利息188万6,412円の合計額である。

ix 雑勘定 5,208,046,766円

当年度発生消費税の未払金346万6,500円、国外公営企業債券の償還を目的とした長期先物為替契約により発生した前受収益52億458万266円(15年度末の残高68億4,725万9,558円から、当年度取りくずした16億4,267万9,292円を差し引いた額)の合計額である。

x 基金 867,556,189,346円

基本公営企業健全化基金8,675億5,618万9,346円(15年度末の残高8,606億650万7,383円と当年度計上された106億898万5,534円の合計額8,712億1,549万2,917円から、当年度取りくずし

た 36 億 5,930 万 3,571 円を差し引いた額)である。

x i 特別法上の引当金 2,436,511,768,784 円

低利貸付に係る利子の軽減に充てるための利差補てん引当金 1,514 億 3,703 万 2,412 円(15 年度末の残高 1,208 億 7,202 万 4,555 円と当年度計上された 540 億 3,015 万 5,589 円との合計額 1,749 億 218 万 144 円から、当年度取りくずした 234 億 6,514 万 7,732 円を差し引いた額)及び債券借換損失引当金 2 兆 2,850 億 7,473 万 6,372 円(15 年度末の残高 1 兆 9,999 億 8,820 万 9,628 円と当年度計上された 2,850 億 8,652 万 6,744 円との合計額)の合計額である。

xii 資 本 金 16,600,000,000 円

産業投資特別会計から出資された額の合計額である。

② 損益計算書の概要

前記損益計算書の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

i 債 券 利 息 477,872,821,256 円

公営企業債券の本年度支払利息 4,798 億 5,547 万 8,006 円(うち国外債券利息 216 億 1,323 万 2,220 円)と未払利息 125 億 3,836 万 1,929 円(うち未払国外債券利息 83 億 9,879 万 1,901 円)との合計額 4,923 億 9,383 万 9,935 円から当年度前受収益の取崩額 16 億 4,267 万 9,292 円と前年度計上済の未払利息戻入額 128 億 7,833 万 9,387 円(うち未払国外債券利息戻入額 89 億 9,597 万 3,342 円)を差し引いた額である。

ii 支 払 雑 利 息 347,100,000 円

有価証券店頭指数等スワップ取引に係る本年度支払利息 3 億 4,710 万円と未払利息 188 万 6,412 円の合計額 3 億 4,898 万 6,412 円から前年度計上済の未払利息戻入額 188 万 6,412 円を差し引いた額である。

iii 事 務 費 1,795,776,972 円

人件費及び物件費である。

iv 債券発行諸費 4,051,816,835 円

本年度支出した債券発行諸費 95 億 7,675 万 8,490 円(元利金支払手数料 36 億 8,402 万 7,645 円、債券発行手数料 55 億 4,671 万 7,210 円、債券発行雑費 3 億 4,601 万 3,635 円)のうち 40 億 5,181 万 6,835 円は本年度損金計上額であり、55 億 2,494 万 1,655 円については、繰延資産に計上するものである。

v 償 却 費 12,568,435,402 円

固定資産の当年度分減価償却額及び公営企業債券に係る発行差金と債券発行費のうち、平成 16 年度に計上された繰延資産に係る当年度償却額である。

vi 雑 損 835,590 円

固定資産(什器等)の除却に伴う雑損の計上額である。

vii 固定資産除却損 36,115,077 円

事務所の移転に伴う固定資産(造作等)の除却損である。

viii 債券償還損 14,862,500,000 円

債券の買入消却に伴う償還損である。

ix 利差補てん引当金繰入 54,030,155,589 円

低利貸付に係る利子の軽減に充てるための引当金への繰入額である。

x 債券借換損失引当金繰入 285,086,526,744 円

債券の借換えによって生じる損失に備えるための引当金への繰入額である。

xi 貸付金利息 822,312,194,659 円

許可前貸付利息 88 万 5,972 円、長期貸付利息 8,235 億 1,646 万 3,854 円、長期貸付の未収貸付金利息 235 億 5,394 万 7,336 円の合計額 8,470 億 7,129 万 7,162 円から前年度計上済の未収貸付金利息戻入額 247 億 5,910 万 2,503 円を差し引いた額である。

xii 受託手数料 280,409,339 円

農林漁業金融公庫からの受託手数料収入分 2 億 6,397 万 657 円と未収分 5,673 万 619 円との合計額 3 億 2,070 万 1,276 円から前年度計上済の未収受託手数料戻入額 4,029 万 1,937 円を差し引いた額である。

xiii 預け金利息 50,443,546 円

銀行預金による預け金利息である。

xiv 有価証券益 26,600,000 円

余裕金の運用により取得した有価証券の償還益である。

xv 雑収入 555,522,205 円

雇用保険料の被保険者負担金 472 万 7,320 円、繰上償還に係る補償金 5 億 3,320 万 7,121 円、その他職員住宅家賃等の収入である。

xvi 公営企業健全化基金より受入 3,659,303,571 円

基本公営企業健全化基金よりの本年度受入額である。

Xvii 固定資産売却益 302,462,413 円

固定資産の売却益である。

xviii 利差補てん引当金戻入 23,465,147,732 円

利差補てん引当金よりの本年度取崩額である。

(b) 平成16年度附属明細書

附属明細書の計数について

- 1 金額の単位未満は切り捨てて表示しているため、合計が一致しないことがある。
- 2 「0」は単位未満、「-」は皆無を表している。

1 出資者及び出資額の明細

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
産業投資特別会計出資金	16,600	—	—	16,600

(注) 出資金については、公営企業金融公庫法第5条の規定により、全額を政府から受け入れています。

2 主な資産及び負債の明細

イ 長期借入金の明細

該当ありません。

ロ 債券の明細

(単位：百万円)

	当期首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当 期 未 償 還 残 高	利 率 (%)
政府保証債(国内債)	16,338,420	1,136,460	1,453,650	16,021,230	
政府保証第710回公営企業債券 ～政府保証第837回公営企業債券	16,338,420	—	1,453,650	14,884,770	0.5 ～4.7
政府保証第838回公営企業債券	—	280,000	—	280,000	1.5
政府保証第839回公営企業債券	—	270,000	—	270,000	1.5
政府保証第840回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.6
政府保証第841回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.8
政府保証第842回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.8
政府保証第843回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.5
政府保証第844回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.6
政府保証第845回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.5
政府保証第846回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.4
政府保証第847回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.4
政府保証第848回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.3
政府保証第849回公営企業債券	—	56,460	—	56,460	1.5
政府保証債(外債)	909,081	122,040	70,401	960,720	
政府保証第10回ユーロ・ドル公営企業 債券 ～政府保証第3回グローバル・円公 営企業債券	909,081	—	70,401	838,680	1.350 ～9.125
政府保証第1回グローバル・ユーロ公 営企業債券	—	122,040	—	122,040	4.500
非政府保証公募債	620,000	400,000	—	1,020,000	
10年第1回公営企業債券 ～10年第8回公営企業債券	620,000	—	—	620,000	0.64 ～2.40
10年第9回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.56
20年第7回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.20
30年第3回公営企業債券	—	10,000	—	10,000	2.59
定時償還第3回公営企業債券	—	10,000	—	10,000	2.01
20年第8回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.25
10年第10回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.77
30年第4回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	2.95

銘柄	当期首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当 期 末 償 還 残 高	利 率 (%)
10年第11回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.71
20年第9回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.33
10年第12回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.53
30年第5回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.72
20年第10回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.21
物価連動第1回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	0.47
10年第13回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.56
緑故債	4,746,589	408,000	778,887	4,375,701	
い号第37回公営企業債券 ～特別第1号第9回公営企業債券	4,746,589	—	778,887	3,967,701	0.67 ～4.75
特別第1号第10回公営企業債券	—	85,000	—	85,000	1.81
特別第1号第11回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.87
特別第1号第12回公営企業債券	—	80,000	—	80,000	1.62
特別第1号第13回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.43
特別第1号第14回公営企業債券	—	103,000	—	103,000	1.59
計	22,614,090	2,066,500	2,302,938	22,377,651	

ハ 引当金の明細

(単位：百万円)

引当金の種類	当期首残高	当期増加高	当期減少高		当期末残高
			目的使用	その他	
利差補てん引当金	120,872	54,030	23,465	—	151,437
債券借換損失引当金	1,999,988	285,086	—	—	2,285,074

ニ その他の主な資産及び負債の明細

(イ) 資産の部

現金預け金 現金0百万円、預け金665,836百万円
受取手形 該当ありません。
売掛金 該当ありません。
未収金 該当ありません。
未収収益 貸付金利息23,553百万円、受託手数料56百万円

(ロ) 負債の部

支払手形 該当ありません。
買掛金 該当ありません。
短期借入金 該当ありません。
未払金 消費税3百万円
未払費用 債券利息12,538百万円、支払雑利息1百万円

3 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：百万円)

資産の種類	当期末残高 (取得価格)	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (取得価格)	減価償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
土地	1,362	—	15	1,346	—	—	1,346
建物	884	17	—	901	218	20	683
構築物	72	2	11	63	35	2	27
機械器具備品	141	32	9	164	84	16	80
造作	184	346	184	346	18	26	328
敷金	396	103	396	103	—	—	103
計	3,041	502	617	2,926	356	65	2,569

4 出資先の明細

該当ありません。

5 子会社及び関連会社

該当ありません。

6 主な費用及び収益の明細

イ 国庫補助金等の明細

該当ありません。

ロ 役員及び職員の給与費の明細

(単位：百万円)

区 分	金 額
役 員 給	88
職 員 給	663
職 員 基 本 給	414
職 員 諸 手 当	208
超 過 勤 務 手 当	41
退 職 手 当	35
計	787

ハ 関連公益法人等の基本財産に対する出捐、寄付等の明細

該当ありません。

(c) 平成16年度資金収支実績

(単位：円)

収入科目	金額	支出科目	金額
前期末現金預け金	716,071,510,977	長期及び許可前貸付金	1,643,862,500,000
公営競技納付金	10,608,985,534	債券償還金	2,317,801,187,836
公営企業債券	2,059,521,952,800	固定資産取得費	502,677,879
政府保証債	1,251,729,952,800	事業損金	491,574,095,568
国内債	1,129,864,470,000	事務費	1,794,759,072
外債	121,865,482,800	支払利息	408,202,578,006
非政府保証債	807,792,000,000	債券発行諸費	9,576,758,490
公募債	399,792,000,000	その他	34,072,683
縁故債	408,000,000,000	期末現金預け金	665,836,434,158
長期及び許可前貸付回収金	1,508,246,652,878		
事業益金	823,517,349,826		
雑収入	1,198,998,821		
その他	445,517,288		
合計	5,119,610,968,124	合計	5,119,610,968,124

(イ) 平成 17 年度の財務諸表に対する監事の意見

【挿入：18. 5. 31 橋本監事の意見書】

(四) 平成17年度財務諸表

貸借対照表(平成18年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
貸 付 金		債 券	
長 期 貸 付 金	24,765,894,892,573	債 券 発 行 高	21,825,203,374,139
受 託 貸 付 金	395,257,170,471	受 託 貸 付 資 金	395,257,170,471
現 金 預 け 金	621,063,168,142	未 払 費 用	13,549,190,272
現 金	30,000	未 払 債 券 利 息	13,547,303,860
預 け 金	621,063,138,142	未 払 支 払 雑 利 息	1,886,412
有 価 証 券	99,983,600,000	雑 勘 定	3,746,814,249
未 収 収 益	22,136,608,181	前 受 収 益	3,746,801,149
未 収 貸 付 金 利 息	22,125,333,984	未 払 金	13,100
未 収 受 託 手 数 料	11,274,197	基 金	
固 定 資 産		基本公営企業健全化基金	873,924,990,719
20 業 務 用 固 定 資 産	2,525,281,726	特 別 法 上 の 引 当 金	2,778,579,181,243
		利 差 補 て ん 引 当 金	178,711,471,668
		債 券 借 換 損 失 引 当 金	2,599,867,709,575
		(負 債 合 計)	25,890,260,721,093
		資 本 金	
		産 業 投 資 出 資 金	16,600,000,000
		(資 本 合 計)	16,600,000,000
資 産 合 計	25,906,860,721,093	負 債 ・ 資 本 合 計	25,906,860,721,093

損益計算書 〔平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで〕

損		失	利		益														
科	目	金額(円)	科	目	金額(円)														
経	常	費用	436,236,451,410	経	常	収	益	780,926,363,869											
債	券	利息	421,608,239,021	貸	付	金	利息	777,110,940,594											
支	払	雑	利息	347,100,000	許	可	前	貸	付	利息	14,163,013								
事		務	費	1,614,877,525	長	期	貸	付	利息	777,094,410,458									
俸	給	及	諸	給	与	774,072,538	短	期	貸	付	利息	2,367,123							
諸	支	出	金	103,594,053	受	託	手	数	料	209,493,948									
旅		費	31,693,445	預	け	金	利息	120,816,765											
業	務	諸	費	677,381,587	雑	収	入	830,670,102											
交	際	費	257,500	労	働	保	険	料	被	保	険	者	負	担	金	5,541,752			
税		金	27,878,402	雑	益	825,128,350													
債	券	発	行	諸	費	3,341,231,864	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入
償	却	費	9,324,559,593	基	本	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入	2,654,442,460
20	固	定	資	産	減	価	償	却	費	69,552,048	特	別	利	益	22,227,066,468				
債	券	発	行	差	金	償	却	4,370,426,000	利	差	補	て	ん	引	当	金	戻	入	22,227,066,468
債	券	発	行	費	償	却	4,884,581,545												
雑		損	443,407																
特	別	損	失	366,916,978,927															
債	券	償	還	損	2,622,500,000														
利	差	補	て	ん	引	当	金	繰	入	49,501,505,724									
債	券	借	換	損	失	引	当	金	繰	入	314,792,973,203								
当	期	利	益	金	0														
合	計	803,153,430,337	合	計	803,153,430,337														

重要な会計方針等

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産 416,692,523 円

3 引当金の計上基準

(1) 利差補てん引当金

利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令（昭和 32 年政令第 79 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫法施行規則（平成 13 年総務省・財務省令第 5 号）第 2 条及び附則第 2 条で定めるところにより算定した額を計上している。

(2) 債券借換損失引当金

発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該事業年度末貸付金残高の 125/1000 の範囲内で計上している。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

① 債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和 26 年政令第 162 号)第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

② 債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

財産目録(平成18年3月31日現在)

摘	要	金額(円)
(資産の部)		
貸付金		
長期貸付	口 223,695	24,765,894,892,573
受託貸付金	31,911	395,257,170,471
現金預け金		621,063,168,142
現金		30,000
預け金	みずほコーポレート銀行外18行	621,063,138,142
有価証券		
国債	割引短期国庫債券 1口 額面 100,000,000,000 円	99,983,600,000
未収収益		22,136,608,181
未収貸付金利息		22,125,333,984
未収受託手数料		11,274,197
固定資産		
業務用固定資産		2,525,281,726
土地	7筆 m ² 9,529	1,346,642,734
建築物	12棟 m ² 延4,008	669,643,189
構築物		30,638,648
機械器具備品	自動車2両、その他 145点	73,992,479
造作		301,093,336
敷金	1口	103,271,340
資産合計		25,906,860,721,093
(負債の部)		
債券		
債券発行高		21,825,203,374,139
受託貸付資金		395,257,170,471
未払費用		13,549,190,272
未払債券利息		13,547,303,860
未払支払雑利息		1,886,412
雑勘定		3,746,814,249
前受収益		3,746,801,149
未払金		13,100
基金		
基本公営企業健全化基金		873,924,990,719
特別法上の引当金		2,778,579,181,243
利差補てん引当金		178,711,471,668
債券借換損失引当金		2,599,867,709,575
負債合計		25,890,260,721,093
正味財産		16,600,000,000

(参考)

(a) 平成17年度財務諸表の勘定科目の概要

① 貸借対照表の概要

前記貸借対照表の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

i 貸付金 24,765,894,892,573円

長期貸付の残高であって、本年度1兆4,022億5,270万円の貸付けを行ったが、一方1兆6,604億899万2,852円の償還があったので、平成16年度末の残高25兆240億5,118万5,425円に対し、2,581億5,629万2,852円の減少となった。

ii 受託貸付金 395,257,170,471円

農林漁業金融公庫の委託を受けて貸付けを行っている公有林整備事業及び草地開発事業に対する受託貸付金勘定であって、本年度166億700万円の貸付けを行ったが、一方266億2,139万8,724円の償還があったので、平成16年度末の残高4,052億7,156万9,195円に対し、100億1,439万8,724円の減少となった。

iii 現金預け金 621,063,168,142円

年度末における手持現金の残高3万円と銀行預け金の残高6,210億6,313万8,142円の合計額である。

iv 有価証券 99,983,600,000円

国債である。

v 未収収益 22,136,608,181円

未収貸付金利息221億2,533万3,984円及び未収受託手数料1,127万4,197円の合計額である。

vi 固定資産 2,525,281,726円

土地13億4,664万2,734円、建物6億6,964万3,189円、構築物3,063万8,648円、機械器具備品7,399万2,479円、造作3億109万3,336円及び敷金1億327万1,340円の合計額である。

vii 債券 21,825,203,374,139円

公営企業債券の残高であって、本年度においては、1兆8,187億円(うち国外債券1,297億2,000万円)を発行し、償還額2兆3,711億4,857万4,792円(うち国外債券793億8,647万4,792円)を差し引いたので、平成16年度末の残高22兆3,776億5,194万8,931円に対し、5,524億4,857万4,792円の減少となった。

viii 受託貸付資金 395,257,170,471円

公有林整備事業及び草地開発事業に貸し付けるため農林漁業金融公庫から交付された資金の残高である。

ix 未払費用 13,549,190,272円

未払債券利息135億4,730万3,860円(うち国外債券86億3,038万3,877円)及び未払支払雑利息188万6,412円の合計額である。

x 雑勘定 3,746,814,249円

当年度発生消費税の未払金1万3,100円、国外公営企業債券の償還を目的とした長期先物為替契約により発生した前受収益37億4,680万1,149円(16年度末の残高52億458万266円から、当年度取りくずした14億5,777万9,117円を差し引いた額)の合計額である。

xi 基 金 873,924,990,719 円

基本公営企業健全化基金 8,739 億 2,499 万 719 円(16 年度末の残高 8,675 億 5,618 万 9,346 円と当年度計上された 90 億 2,324 万 3,833 円の合計額 8,765 億 7,943 万 3,179 円から、当年度取りくずした 26 億 5,444 万 2,460 円を差し引いた額)である。

xii 特別法上の引当金 2,778,579,181,243 円

低利貸付に係る利子の軽減に充てるための利差補てん引当金 1,787 億 1,147 万 1,668 円(16 年度末の残高 1,514 億 3,703 万 2,412 円と当年度計上された 495 億 150 万 5,724 円との合計額 2,009 億 3,853 万 8,136 円から、当年度取りくずした 222 億 2,706 万 6,468 円を差し引いた額)及び債券借換損失引当金 2 兆 5,998 億 6,770 万 9,575 円(16 年度末の残高 2 兆 2,850 億 7,473 万 6,372 円と当年度計上された 3,147 億 9,297 万 3,203 円との合計額)の合計額である。

xiii 資 本 金 16,600,000,000 円

産業投資特別会計から出資された額の合計額である。

② 損益計算書の概要

前記損益計算書の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

i 債 券 利 息 421,608,239,021 円

公営企業債券の本年度支払利息 4,220 億 5,707 万 6,207 円(うち国外債券利息 200 億 8,038 万 7,330 円)と未払利息 135 億 4,730 万 3,860 円(うち未払国外債券利息 86 億 3,038 万 3,877 円)との合計額 4,356 億 438 万 67 円から当年度前受収益の取崩額 14 億 5,777 万 9,117 円と前年度計上済の未払利息戻入額 125 億 3,836 万 1,929 円(うち未払国外債券利息戻入額 83 億 9,879 万 1,901 円)を差し引いた額である。

ii 支 払 雑 利 息 347,100,000 円

有価証券店頭指数等スワップ取引に係る本年度支払利息 3 億 4,710 万円と未払利息 188 万 6,412 円の合計額 3 億 4,898 万 6,412 円から前年度計上済の未払利息戻入額 188 万 6,412 円を差し引いた額である。

iii 事 務 費 1,614,877,525 円

人件費及び物件費である。

iv 債 券 発 行 諸 費 3,341,231,864 円

本年度支出した債券発行諸費 82 億 2,581 万 3,409 円(元利金支払手数料 30 億 4,928 万 3,862 円、債券発行手数料 48 億 3,489 万 4,931 円、債券発行雑費 3 億 4,163 万 4,616 円)のうち 33 億 4,123 万 1,864 円は本年度損金計上額であり、48 億 8,458 万 1,545 円については、繰延資産に計上するものである。

v 償 却 費 9,324,559,593 円

固定資産の当年度分減価償却額及び公営企業債券に係る発行差金と債券発行費のうち、平成 17 年度に計上された繰延資産に係る当年度償却額である。

- vi 雑 損 443,407 円
固定資産(什器等)の除却に伴う雑損の計上額である。
- vii 債券償還損 2,622,500,000 円
債券の買入償却に伴う償還損である。
- viii 利差補てん引当金繰入 49,501,505,724 円
低利貸付に係る利子の軽減に充てるための引当金への繰入額である。
- ix 債券借換損失引当金繰入 314,792,973,203 円
債券の借換えによって生じる損失に備えるための引当金への繰入額である。
- X 貸付金利息 777,110,940,594 円
許可前貸付利息 1,416 万 3,013 円、長期貸付利息 7,785 億 2,302 万 3,810 円、短期貸付金利息 236 万 7,123 円、長期貸付の未収貸付金利息 221 億 2,533 万 3,984 円の合計額 8,006 億 6,488 万 7,930 円から前年度計上済の未収貸付金利息戻入額 235 億 5,394 万 7,336 円を差し引いた額である。
- xi 受託手数料 209,493,948 円
農林漁業金融公庫からの受託手数料収入分 2 億 5,495 万 370 円と未収分 1,127 万 4,197 円との合計額 2 億 6,622 万 4,567 円から前年度計上済の未収受託手数料戻入額 5,673 万 619 円を差し引いた額である。
- xii 預け金利息 120,816,765 円
銀行預金による預け金利息である。
- xiii 雑 収 入 830,670,102 円
雇用保険料の被保険者負担金 554 万 1,752 円、繰上償還に係る補償金 7 億 5,163 万 5,227 円、その他職員住宅家賃等の収入である。
- xiv 公営企業健全化基金より受入 2,654,442,460 円
基本公営企業健全化基金よりの本年度受入額である。
- xv 利差補てん引当金戻入 22,227,066,468 円
利差補てん引当金よりの本年度取崩額である。

(b) 平成17年度附属明細書

- 附属明細書の計数について
- 1 金額の単位未満は切り捨てて表示しているため、合計が一致しないことがある。
 - 2 「0」は単位未満、「-」は皆無を表している。

1 出資者及び出資額の明細

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
産業投資特別会計出資金	16,600	—	—	16,600

(注) 出資金については、公営企業金融公庫法第5条の規定により、全額を政府から受け入れています。

2 主な資産及び負債の明細

イ 長期借入金の明細

該当ありません。

ロ 債券の明細

(単位：百万円)

銘 柄	当 期 首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当 期 末 未償還残高	利 率 (%)
政府保証債(国内債)	16,021,230	953,980	1,699,270	15,275,940	
政府保証第723回公営企業債券 ～政府保証第849回公営企業債券	16,021,230	—	1,699,270	14,321,960	0.5 ～3.7
政府保証第850回公営企業債券	—	200,000	—	200,000	1.4
政府保証第851回公営企業債券	—	180,000	—	180,000	1.3
政府保証15年第1回公営企業債券	—	39,900	—	39,900	1.6
政府保証第852回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.3
政府保証第853回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.2
政府保証第854回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.4
政府保証第855回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.3
政府保証第856回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.5
政府保証第857回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.6
政府保証第858回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.5
政府保証第859回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.5
政府保証第860回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.6
政府保証第861回公営企業債券	—	64,080	—	64,080	1.6
政府保証債(外債)	960,720	129,720	79,386	1,011,053	
政府保証第5回ヤンキー・ドル公営 企業債券 ～政府保証第1回グローバル・ユー ロ公営企業債券	960,720	—	79,386	881,333	1.350 ～8.375
政府保証第2回グローバル・ドル公 営企業債券	—	129,720	—	129,720	4.625
非政府保証公募債	1,020,000	400,000	—	1,420,000	
10年第1回公営企業債券 ～10年第13回公営企業債券	1,020,000	—	—	1,020,000	0.64 ～2.95
10年第14回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.45
20年第11回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.11
30年第6回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.45
20年第12回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.03
10年第15回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.33
物価連動第2回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	1.248

銘柄	当期首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当期末 未償還残高	利率 (%)
20年第13回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.16
10年第16回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.49
20年第14回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.20
30年第7回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.67
10年第17回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.57
20年第15回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.15
30年第8回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.50
20年第16回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.10
10年第18回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.53
縁故債	4,375,701	335,000	592,492	4,118,209	
い号第40回公営企業債券 ～特別第1号第14回公営企業債券	4,375,701	—	592,492	3,783,209	0.67 ～3.40
特別第1号第15回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.38
特別第1号第16回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.32
特別第1号第17回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.67
特別第1号第18回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	1.66
特別第1号第19回公営企業債券	—	85,000	—	85,000	1.81
計	22,377,651	1,818,700	2,371,148	21,825,202	

ハ 引当金の明細

(単位：百万円)

引当金の種類	当期首残高	当期増加高	当期減少高		当期末残高
			目的使用	その他	
利差補てん引当金	151,437	49,501	22,227	—	178,711
債券借換損失引当金	2,285,074	314,792	—	—	2,599,867

ニ その他の主な資産及び負債の明細

(イ) 資産の部

現金預け金 現金0百万円、預け金621,063百万円
受取手形 該当ありません。
売掛金 該当ありません。
未収金 該当ありません。
未収収益 貸付金利息22,125百万円、受託手数料11百万円

(ロ) 負債の部

支払手形 該当ありません。
買掛金 該当ありません。
短期借入金 該当ありません。
未払金 消費税0百万円
未払費用 債券利息13,547百万円、支払雑利息1百万円

3 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高 (取得価格)	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (取得価格)	減価償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
土地	1,346	—	—	1,346	—	—	1,346
建物	901	7	—	909	239	21	669
構築物	63	5	1	67	37	2	30
機械器具備品	164	13	9	168	94	18	73
造作	346	—	—	346	45	27	301
敷金	103	—	—	103	—	—	103
計	2,926	25	10	2,941	416	69	2,525

4 出資先の明細

該当ありません。

5 子会社及び関連会社

該当ありません。

6 主な費用及び収益の明細

イ 国庫補助金等の明細

該当ありません。

ロ 役員及び職員の給与費の明細

(単位：百万円)

区 分	金 額
役 員 給	88
職 員 給	678
職 員 基 本 給	425
職 員 諸 手 当	211
超 過 勤 務 手 当	41
退 職 手 当	7
計	774

ハ 関連公益法人等の基本財産に対する出捐、寄付等の明細

該当ありません。

(c) 平成17年度資金収支実績

(単位：円)

収入科目	金額	支出科目	金額
前期末現金預け金	665,836,434,158	長期及び許可前貸付金	1,402,252,700,000
公営競技納付金	9,023,243,833	短期貸付金	3,000,000,000
公営企業債券	1,814,329,574,000	債券償還金	2,373,771,074,792
政府保証債	1,079,555,574,000	固定資産取得費	25,772,073
国内債	951,074,400,000	事業損金	432,248,320,541
外債	128,481,174,000	事務費	1,618,330,925
非政府保証債	734,774,000,000	支払利息	422,404,176,207
公募債	399,774,000,000	債券発行諸費	8,225,813,409
縁故債	335,000,000,000	その他	32,012,756
長期及び許可前貸付回収金	1,660,408,992,852	期末現金預け金	721,046,768,142
短期貸付回収金	3,000,000,000		
事業益金	778,539,553,946		
雑収入	1,206,437,237		
その他	32,412,278		
合計	4,932,376,648,304	合計	4,932,376,648,304

(ハ) 平成13年度から平成17年度までの貸借対照表及び損益計算書

平成13年度から平成17年度までの貸借対照表

(単位：円)

年 度(平成)		13	14	15	16	17
資産の部	貸付金					
	長期貸付	24,047,147,689,937	24,524,082,093,756	24,888,435,338,303	25,024,051,185,425	24,765,894,892,573
	受託貸付金	432,148,780,630	424,220,928,595	414,615,548,819	405,271,569,195	395,257,170,471
	現金預け金	1,011,400,323,574	792,214,065,184	586,072,860,977	665,836,434,158	621,063,168,142
	現 金	0	30,000	30,000	30,000	30,000
	預 け 金	1,011,400,323,574	792,214,035,184	586,072,830,977	665,836,404,158	621,063,138,142
	有価証券	204,999,660,000	169,329,614,690	129,998,650,000	0	99,983,600,000
	未収収益	27,601,164,960	26,234,506,225	24,799,394,440	23,610,677,955	22,136,608,181
	未収貸付金利息	27,275,329,551	26,191,343,065	24,759,102,503	23,553,947,336	22,125,333,984
	未収受託手数料	12,487,486	43,163,160	40,291,937	56,730,619	11,274,197
	未収受入雑利息	313,347,923	0	0	0	0
	固定資産					
	20業務用固定資産	2,802,471,273	2,695,843,323	2,581,068,570	2,569,904,630	2,525,281,726
	資産合計	25,726,100,090,374	25,938,777,051,773	26,046,502,861,109	26,121,339,771,363	25,906,860,721,093
負債及び資本の部	債券					
	債券発行高	22,875,916,112,745	22,805,941,535,870	22,614,090,636,767	22,377,651,948,931	21,825,203,374,139
	受託貸付資金	432,148,780,630	424,220,928,595	414,615,548,819	405,271,569,195	395,257,170,471
	未払費用	15,930,318,886	13,378,577,593	12,880,225,799	12,540,248,341	13,549,190,272
	未払債券利息	15,930,318,886	13,376,691,181	12,878,339,387	12,538,361,929	13,547,303,860
	未払支払雑利息	0	1,886,412	1,886,412	1,886,412	1,886,412
	雑勘定	11,168,772,581	8,932,054,200	6,849,708,158	5,208,046,766	3,746,814,249
	仮受金	153,402	209,363	0	0	0
	前受収益	11,148,661,335	8,927,876,437	6,847,259,558	5,204,580,266	3,746,801,149
	未払金	19,957,844	3,968,400	2,448,600	3,466,500	13,100
	基金					
	基本公営企業健全化基金	847,527,797,970	855,838,481,126	860,606,507,383	867,556,189,346	873,924,990,719
	特別法上の引当金	1,526,808,307,562	1,813,865,474,389	2,120,860,234,183	2,436,511,768,784	2,778,579,181,243
	利差補てん引当金	45,281,007,815	86,558,037,865	120,872,024,555	151,437,032,412	178,711,471,668
	債券借換損失引当金	1,481,527,299,747	1,727,307,436,524	1,999,988,209,628	2,285,074,736,372	2,599,867,709,575
	(負債合計)	25,709,500,090,374	25,922,177,051,773	26,029,902,861,109	26,104,739,771,363	25,890,260,721,093
	資本金					
	産業投資出資金	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000
	(資本合計)	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000
	負債・資本合計	25,726,100,090,374	25,938,777,051,773	26,046,502,861,109	26,121,339,771,363	25,906,860,721,093

平成13年度から平成17年度までの損益計算書

(単位：円)

年 度(平成)		13	14	15	16	17
損 失	經常費用	702,326,045,545	634,485,909,190	562,085,139,305	496,636,786,055	436,236,451,410
	債券利息	679,223,270,476	617,508,921,728	542,451,954,033	477,872,821,256	421,608,239,021
	借入金利息	233,584	1,678,245	139,726	0	0
	支払雑利息	0	291,136,412	347,100,000	347,100,000	347,100,000
	事務費	1,734,891,618	1,725,598,043	1,673,802,231	1,795,776,972	1,614,877,525
	俸給及諸給与	850,465,973	760,604,262	760,804,469	787,694,785	774,072,538
	諸支出金	92,900,082	94,115,082	96,320,678	99,769,280	103,594,053
	旅 費	31,712,344	33,179,059	33,306,716	31,752,157	31,693,445
	業務諸費	730,345,749	807,915,309	756,349,430	845,870,078	677,381,587
	交際費	669,950	773,325	443,000	346,250	257,500
	税金	28,797,520	29,011,006	26,577,938	30,344,422	27,878,402
	債券発行諸費	4,793,449,562	4,309,625,932	5,455,767,147	4,051,816,835	3,341,231,864
	償却費	16,574,098,942	10,648,870,091	12,154,380,574	12,568,435,402	9,324,559,593
	20 固定資産減価償却費	49,011,133	55,755,359	54,807,017	65,446,547	69,552,048
	債券発行差金償却	4,072,160,000	4,056,000,000	5,255,900,000	6,978,047,200	4,370,426,000
	債券発行費償却	12,452,927,809	6,537,114,732	6,843,673,557	5,524,941,655	4,884,581,545
	雑 損	101,363	78,739	1,995,594	835,590	443,407
	特別損失	248,202,451,282	311,648,477,632	331,232,824,371	354,015,297,410	366,916,978,927
	固定資産除却損	0	81,463,396	60,392,359	36,115,077	0
	債券償還損	0	0	0	14,862,500,000	2,622,500,000
利差補てん引当金繰入	45,281,007,815	65,786,877,459	58,491,658,908	54,030,155,589	49,501,505,724	
債券借換損失引当金繰入	202,921,443,467	245,780,136,777	272,680,773,104	285,086,526,744	314,792,973,203	
当期利益金	0	0	0	0	0	
合 計	950,528,496,827	946,134,386,822	893,317,963,676	850,652,083,465	803,153,430,337	
利 益	經常収益	950,528,496,827	921,624,539,413	869,140,291,458	826,884,473,320	780,926,363,869
	貸付金利息	939,036,716,968	908,349,304,595	861,938,010,720	822,312,194,659	777,110,940,594
	許可前貸付利息	21,512,819	5,375,269	480,681	885,972	14,163,013
	長期貸付利息	939,014,653,978	908,343,929,326	861,937,530,039	822,311,308,687	777,094,410,458
	短期貸付利息	550,171	0	0	0	2,367,123
	受託手数料	286,921,387	298,231,533	276,286,579	280,409,339	209,493,948
	預け金利息	315,315,352	130,099,361	57,777,629	50,443,546	120,816,765
	有価証券益	1,744,789,767	8,116,200	55,163,810	26,600,000	0
	有価証券利息	102,386,567	0	0	0	0
	有価証券益	1,642,403,200	8,116,200	55,163,810	26,600,000	0
	受入雑利息	1,024,473,937	962,300,935	0	0	0
	雑 収 入	156,833,273	5,267,227,054	713,323,187	555,522,205	830,670,102
	労働保険料被保険者負担金	4,199,364	4,382,422	4,742,989	4,727,320	5,541,752
	雑 益	152,633,909	5,262,844,632	708,580,198	550,794,885	825,128,350
	公営企業健全化基金より受入					
	基本公営企業健全化基金より受入	7,963,446,143	6,609,259,735	6,099,729,533	3,659,303,571	2,654,442,460
	特別利益	0	24,509,847,409	24,177,672,218	23,767,610,145	22,227,066,468
	固定資産売却益	0	0	0	302,462,413	0
	利差補てん引当金戻入	0	24,509,847,409	24,177,672,218	23,465,147,732	22,227,066,468
合 計	950,528,496,827	946,134,386,822	893,317,963,676	850,652,083,465	803,153,430,337	

2. 行政コスト計算財務書類

平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」において「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、公庫及びその他の特殊法人等は説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、平成 12 年度決算から、行政コスト計算財務書類を作成・公表することとなりました。

行政コスト計算書は各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において抛るべき基準とされている企業会計原則に準拠した会計処理に基づいて作成し、国民負担を明確にするため、通常企業単体のコストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用を加算して算出されています。

なお、行政コスト計算財務書類の概要については本発行者情報概要書 16 ページ以降を、詳細については次ページ以降をご参照下さい。

(イ) 平成16年度行政コスト計算財務書類（平成17年7月29日公表）

行政コスト計算書
 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)

(単位：円)

I 業務費用		
仮定損益計算書上の費用		
資金調達費用	483,296,559,200	
その他業務費用	9,923,858,490	
営業経費	1,795,479,536	
その他経常費用	835,590	
特別損失	14,898,615,077	509,915,347,893
(控除)業務収入		
資金運用収益	△822,312,194,659	
役務取引等収益	△ 280,409,339	
その他業務収益	△ 81,921,712	
その他経常収益	△ 4,210,098,456	
特別利益	△ 302,462,413	△ 827,187,086,579
業務費用合計		△ 317,271,738,686
II 機会費用		
政府出資等の機会費用	219,120,000	
公務員からの出向に係る退職給付引当金増加額	48,986,045	
機会費用合計		268,106,045
III 行政コスト		
		△ 317,003,632,641

民間企業仮定貸借対照表
(平成17年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	665,836,434,158	債 券	22,393,386,780,264
貸 付 金※1	25,024,051,185,425	受託貸付資金	405,271,569,195
受託貸付金	405,271,569,195	そ の 他 負 債	18,095,368,420
そ の 他 資 産	57,094,621,408	未 払 金	3,466,500
未 収 収 益	23,620,281,723	長 期 未 払 金	2,338,617,856
債券発行差金	30,580,010,137	未 払 費 用	12,538,361,929
その他の資産	2,894,329,548	債券発行差金	3,214,922,135
動 産 不 動 産	2,569,904,630	賞 与 引 当 金	57,400,831
土地建物動産	2,823,442,179	退職給付引当金	213,529,592
減価償却累計額	△ 356,808,889	公営企業健全化基金	867,556,189,346
保証金権利金	103,271,340	(負債の部合計)	23,684,580,837,648
貸倒引当金	0	(資 本 の 部)	
		資 本 金	16,600,000,000
		剰 余 金	2,453,642,877,168
		利差補てん積立金 ※2	151,437,032,412
		金利変動積立金 ※3	2,285,074,736,372
		次期繰越利益金	17,131,108,384
		(資本の部合計)	2,470,242,877,168
資 産 の 部 合 計	26,154,823,714,816	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	26,154,823,714,816

- ※1 貸付金のうち、「銀行法施行規則」(昭和57年3月31日大蔵省令第10号)第19条の2第1項第5号ロに該当する「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」はない。
- ※2 利差補てん積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「利差補てん引当金」として表示している。
- ※3 金利変動積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「債券借換損失引当金」として表示している。

民間企業仮定損益計算書
(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 益	826,884,624,166
資 金 運 用 収 益	822,312,194,659
貸 付 金 利 息	822,312,194,659
役 務 取 引 等 収 益	280,409,339
受 託 手 数 料	280,409,339
そ の 他 業 務 収 益	81,921,712
預 け 金 利 息	55,559,704
有 価 証 券 利 息	26,362,008
そ の 他 経 常 収 益	4,210,098,456
公 営 企 業 健 全 化 基 金 取 崩 益	3,659,303,571
そ の 他 の 経 常 収 益	550,794,885
経 常 費 用	495,016,732,816
資 金 調 達 費 用	483,296,559,200
債 券 利 息	477,264,859,464
債 券 発 行 差 金 償 却	6,031,699,736
そ の 他 業 務 費 用	9,923,858,490
債 券 発 行 費	9,576,758,490
そ の 他 の 支 払 利 息	347,100,000
営 業 経 費	1,795,479,536
一 般 管 理 費	1,551,816,335
賞 与 引 当 金 繰 入 額	57,400,831
退 職 給 付 費 用	530,748
減 価 償 却 費	185,731,622
そ の 他 経 常 費 用	835,590
経 常 利 益	331,867,891,350
特 別 利 益	302,462,413
動 産 不 動 産 売 却 益	302,462,413
特 別 損 失	14,898,615,077
動 産 不 動 産 処 分 損	36,115,077
債 券 償 還 損	14,862,500,000
当 期 利 益	317,271,738,686

キャッシュ・フロー計算書
(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当 期
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	1,508,246,652,878
貸付金払出による支出	△1,643,862,500,000
貸付金利息収入	823,170,249,826
債券発行による収入	2,059,521,952,800
債券償還による支出	△2,320,015,324,456
債券利息支出	△ 477,641,341,386
債券発行費支出	△ 9,576,758,490
受託手数料収入	263,970,657
運用利息収入	57,043,546
業務経費支出	△ 1,659,938,873
その他業務活動による収入	962,001,498
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 60,533,992,000
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	400,000,000,000
有価証券の取得による支出	△ 399,980,000,000
動産不動産の売却による収入	302,462,413
動産不動産の取得による支出	△ 632,770,758
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 310,308,345
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
公営競技納付金収入	10,608,985,534
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,608,985,534
IV 現金及び現金同等物に係る換算価額	0
V 現金及び現金同等物の減少額	△ 50,235,314,811
VI 現金及び現金同等物の期首残高	716,071,748,969
VII 現金及び現金同等物の期末残高	665,836,434,158

民間企業仮定利益金処分計算書
(平成17年3月31日)

(単位：円)

当期末処分利益金		
前期繰越利益金	15,510,904,299	
当期利益金	317,271,738,686	332,782,642,985
任意積立金取崩額		
利差補てん積立金	23,465,147,732	23,465,147,732
利益処分額		
利差補てん積立金 ※1	54,030,155,589	
金利変動積立金 ※2	285,086,526,744	339,116,682,333
次期繰越利益金 ※3		17,131,108,384

- ※1 利差補てん積立金は、利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令(昭和32年政令第79号)第15条の2第1項の規定に基づき算定している額である。
- ※2 金利変動積立金は、発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第16条第1項の規定に基づき算定している額である。
- ※3 次期繰越利益金は、法定の財務諸表では一括償却している債券発行差金の償却繰り延べ額等である。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）によっている。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 動産不動産

動産不動産の減価償却は、定額法を採用している。

主要な耐用年数は次のとおりである。

建物：47年

動産：5年～30年

(2) ソフトウェア

当公庫利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」の整備について(平成16年2月26日金検第86号)に定める基準に従い計上している。

その結果、期末における貸倒引当金の計上額は無い。

(2) 賞与引当金

役員及び職員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当期の勤務に係る部分を計上している。

(3) 退職給付引当金

① 採用している退職給付制度の概要

確定している退職給付制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けている。

② 退職給付引当金の計上基準

役員及び従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上している。

③ 退職給付債務に関する事項

退職給付債務 374,455,233 円

年金資産 160,925,641 円

退職給付引当金 213,529,592 円

退職給付債務の算定は簡便法によっている。

④ 退職給付費用の額 530,748 円

退職一時金に係る退職給付費用の額 9,949,091 円

厚生年金基金に係る退職給付費用の額 △9,418,343 円

上記については、相殺後の金額を民間企業仮定損益計算書に計上している。

5. その他の重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

①債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和26年政令第162号)第1条第4項に基づき、財務大臣が別に定めたところ(支出時に全額費用として処理)により、償却している。

②債券発行差金

債券の償却期限までの期間(原則10年間)で均等償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6ヶ月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用している。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券の元利償還

b. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…物価連動債券の元利償還及び変動利付債券の利払

③ヘッジ方針

外貨建債券の為替変動リスク並びに物価連動債券および変動利付債券の金利変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。

④ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略している。

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

6. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1) 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少のリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	期末残高
現金預け金	665,836,434,158 円
現金及び現金同等物	665,836,434,158 円

7. 機会費用の計上基準

(1) 政府出資等に係る機会費用の算出に用いた利子率

決算日における10年国債の利回りを使用している。

16年度末 1.320%

(2) 公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

退職給付引当金の公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数は、次のとおりである。

対象者数 78人

附属明細書

1. 資本に関する事項

(単位：円)

区分	国の会計区分	根拠法令	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
資本金	産業投資特別会計 産業投資出資金	公営企業金融 公庫法第5条	16,600,000,000	0	0	16,600,000,000

2. 資産及び負債に関する事項

(1) 有価証券の明細

(単位：円)

区分	種類及び銘柄	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
満期保有目的の債券	265回政府短期証券	79,999,308,140	691,860	80,000,000,000	0
	266回政府短期証券	49,999,579,852	420,148	50,000,000,000	0
	360回短期割引国債	0	400,000,000,000	400,000,000,000	0
	301回政府短期証券	0	250,000,000,000	250,000,000,000	0
	計	129,998,887,992	650,001,112,008	780,000,000,000	0

(2) 事業資産等の明細

① 本事業年度末の現在額及び前事業年度末からの増減額

(単位：円)

区分	リスク管理債権	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
長期貸付	正常債権	24,888,435,338,303	1,643,862,500,000	1,508,246,652,878	25,024,051,185,425
	要管理債権	0	0	0	0
	危険債権	0	0	0	0
	破産更生債権等	0	0	0	0
	計	24,888,435,338,303	1,643,862,500,000	1,508,246,652,878	25,024,051,185,425

② 貸倒引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	0	0	0	0
個別貸倒引当金	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(注) 上記は、貸付金及び貸付金に準ずる債権(未収収益)に係る貸倒引当金の明細である。

③ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0	0
危 険 債 権	0	0	0
要 管 理 債 権	0	0	0
正 常 債 権	24,913,194,440,806	25,047,605,132,761	134,410,691,955
計	24,913,194,440,806	25,047,605,132,761	134,410,691,955

- (注)1. 上記は、貸付金及び貸付金に準ずる債権(未収収益)に係る明細である。
2. 金融機関における破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権をいう。
3. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に付した債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。
4. 要管理債権とは、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記2. から4. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

④ リスク管理債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破 綻 先 債 権	0	0	0
延 滞 債 権	0	0	0
3ヶ月以上延滞債権	0	0	0
貸出条件緩和債権	0	0	0
計	0	0	0

- (注)1. 金融機関における破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金である。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金である。
3. 3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権又は延滞債権に該当しないものである。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものである。

⑤ 固定資産(事業資産を除く)の取得、処分及び減価償却費の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額		差引 当期末残高
						累計	当期償却額	
有形固定資産	土地	1,362,081,139	0	15,438,405	1,346,642,734	0	0	1,346,642,734
	建物	884,509,723	17,313,450	0	901,823,173	218,368,999	20,249,263	683,454,174
	動産	398,630,714	382,093,089	205,747,531	574,976,272	138,439,890	45,197,284	436,536,382
	計	2,645,221,576	399,406,539	221,185,936	2,823,442,179	356,808,889	65,446,547	2,466,633,290
無形固定資産	ソフトウェア	652,412,825	130,092,879	0	782,505,704	546,230,971	120,285,075	236,274,733
投資その他の資産	保証金	396,006,200	103,271,340	396,006,200	103,271,340	0	0	103,271,340

(注) 1. 土地、建物及び動産の三つの項目は、仮定貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上している。

2. ソフトウェアは、仮定貸借対照表科目では「その他の資産」に計上している。

⑥ 債券の明細

(単位：円、%)

銘柄	期首残高	当期発行額	当期減少額	期末残高	利率
政府保証債(国内債) 第710回～第837回公営企業債券	16,338,420,000,000	0	1,453,650,000,000	14,884,770,000,000	0.5～4.7
政府保証債(国内債) 第838回～第849回公営企業債券	0	1,136,460,000,000	0	1,136,460,000,000	1.3～1.8
政府保証債(外債) 第10回ユーロ・ドル公営企業債券～ 第3回グローバル・円公営企業債券	927,030,404,720	0	72,615,224,456	854,415,180,264	1.350～9.125
政府保証債(外債) 第1回グローバル・ユーロ公営企業債券	0	122,040,000,000	0	122,040,000,000	4.500
非政府保証公募債 10年第1回～第8回公営企業債券	430,000,000,000	0	0	430,000,000,000	0.64～1.54
非政府保証公募債 10年第9回～第13回公営企業債券	0	220,000,000,000	0	220,000,000,000	1.53～1.77
非政府保証公募債 20年第1回～第6回公営企業債券	110,000,000,000	0	0	110,000,000,000	1.03～2.11
非政府保証公募債 20年第7回～第10回公営企業債券	0	80,000,000,000	0	80,000,000,000	2.20～2.33
非政府保証公募債 30年第1回～第2回公営企業債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000	2.39～2.40
非政府保証公募債 30年第3回～第5回公営企業債券	0	70,000,000,000	0	70,000,000,000	2.59～2.95
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000	変動
非政府保証公募債 物価連動第1回公営企業債券	0	20,000,000,000	0	20,000,000,000	0.47
非政府保証公募債 定時償還第1回～第2回公営企業債券	40,000,000,000	0	0	40,000,000,000	1.39～1.51
非政府保証公募債 定時償還第3回公営企業債券	0	10,000,000,000	0	10,000,000,000	2.01

銘柄	期首残高	当期発行額	当期減少額	期末残高	利率
縁故債 い号第37回公営企業債券～特別 第1号第9回公営企業債券	4,746,589,200,000	0	778,887,600,000	3,967,701,600,000	0.67～4.75
縁故債 特別第1号第10回～第14回公営 企業債券	0	408,000,000,000	0	408,000,000,000	1.43～1.87
計	22,632,039,604,720	2,066,500,000,000	2,305,152,824,456	22,393,386,780,264	

⑦ 退職給付引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職一時金に係る引当金	153,916,451	9,949,091	35,220,645	128,644,897
厚生年金基金に係る引当金	104,338,124	0	19,453,429	84,884,695
計	258,254,575	9,949,091	54,674,074	213,529,592

⑧ その他の引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	63,884,707	57,400,831	63,884,707	57,400,831

⑨ その他の主要な資産及び負債の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
現金及び預け金	586,072,860,977	79,763,573,181	0	665,836,434,158
未収収益	24,803,882,050	23,620,281,723	24,803,882,050	23,620,281,723
未収貸付金利息	24,759,102,503	23,553,947,336	24,759,102,503	23,553,947,336
未収受託手数料	40,291,937	56,730,619	40,291,937	56,730,619
未収預け金利息	4,487,610	9,603,768	4,487,610	9,603,768
その他の資産	3,195,117,280	200,670,026	501,457,758	2,894,329,548
長期前払費用	2,685,717,856	0	347,100,000	2,338,617,856
その他	509,399,424	200,670,026	154,357,758	555,711,692
未払金	2,448,600	3,466,500	2,448,600	3,466,500
未払消費税	2,448,600	3,466,500	2,448,600	3,466,500
長期未払金	2,685,717,856	0	347,100,000	2,338,617,856
未払費用	12,878,339,387	12,538,361,929	12,878,339,387	12,538,361,929
未払債券利息	3,882,366,045	4,139,570,028	3,882,366,045	4,139,570,028
未払国外債券利息	8,995,973,342	8,398,791,901	8,995,973,342	8,398,791,901
計	629,638,366,150	116,126,353,359	38,533,227,795	707,231,491,714

3. 主な費用及び収益に関する事項

(1) 国庫補助金等の明細

該当なし

(2) 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円)

区 分	支 給 額	賞与引当金繰入額	退職給付費用	
			退 職 一 時 金	厚 生 年 金 基 金
役 員	80,411,254	8,051,049	545,260	0
職 員	608,178,179	49,349,782	9,403,831	
計	688,589,433	57,400,831	9,949,091	0

(3) 一般管理費の明細

(単位：円)

区 分	金 額
俸 給 及 諸 給 与	688,589,433
諸 支 出 金	85,006,874
旅 費	31,752,157
業 務 諸 費	715,777,199
交 際 費	346,250
税 金	30,344,422
計	1,551,816,335

4. 勘定間の結合に関する事項

該当なし

5. 子会社等との連結に関する事項

該当なし

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条に規定する債権区分ごとの貸倒引当金の引当状況及びリスク管理債権との関係

公営企業金融公庫の貸付は、地方公共団体向け貸付並びに設立地方公共団体の連帯債務保証を付した地方道路公社及び土地開発公社向け貸付に限られている。金融再生法に基づく開示債権は、全て正常債権(25,047,605,132,761円)であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権は0円である。また、銀行法に基づくリスク管理債権も0円である。

貸倒引当金は、過去の貸倒実績率及び予想損失率に基づき算出しており、その結果、貸倒引当金残高は0円である。

(㊦) 平成17年度行政コスト計算財務書類（平成18年7月31日公表）

行政コスト計算書
 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)

(単位：円)

I 業務費用		
仮定損益計算書上の費用		
資金調達費用	427,491,119,432	
その他業務費用	8,572,913,409	
営業経費	1,702,109,252	
その他経常費用	443,407	
特別損失	2,622,500,000	440,389,085,500
(控除)業務収入		
資金運用収益	△777,110,940,594	
役務取引等収益	△ 209,493,948	
その他業務収益	△ 158,687,152	
その他経常収益	△ 3,479,570,810	
特別利益	△ 0	△ 780,958,692,504
業務費用合計		△ 340,569,607,004
II 機会費用		
政府出資等の機会費用	293,820,000	
公務員からの出向に係る退職給付引当金増加額	54,514,009	
機会費用合計		348,334,009
III 行政コスト		△ 340,221,272,995

民間企業仮定貸借対照表
(平成18年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	621,063,168,142	債 券	21,839,073,561,469
有 価 証 券	99,995,876,570	受 託 貸 付 資 金	395,257,170,471
国 債	99,995,876,570	そ の 他 負 債	18,211,629,154
貸 付 金※1	24,765,894,892,573	未 払 金	13,100
受 託 貸 付 金	395,257,170,471	長 期 未 払 金	1,991,517,856
そ の 他 資 産	52,804,217,883	未 払 費 用	13,547,303,860
未 収 収 益	22,171,805,766	債 券 発 行 差 金	2,672,794,338
債 券 発 行 差 金	28,289,491,216	賞 与 引 当 金	60,763,409
そ の 他 の 資 産	2,342,920,901	退 職 給 付 引 当 金	200,007,971
動 産 不 動 産	2,525,281,726	公 営 企 業 健 全 化 基 金	873,924,990,719
土 地 建 物 動 産	2,838,702,909	(負 債 の 部 合 計)	23,126,728,123,193
減 価 償 却 累 計 額	△ 416,692,523	(資 本 の 部)	
保 証 金 権 利 金	103,271,340	資 本 金	16,600,000,000
貸 倒 引 当 金	0	剰 余 金	2,794,212,484,172
		利 差 補 て ん 積 立 金 ※2	178,711,471,668
		金 利 変 動 積 立 金 ※3	2,599,867,709,575
		次 期 繰 越 利 益 金	15,633,302,929
		(資 本 の 部 合 計)	2,810,812,484,172
資 産 の 部 合 計	25,937,540,607,365	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	25,937,540,607,365

- ※1 貸付金のうち、「銀行法施行規則」(昭和57年3月31日大蔵省令第10号)第19条の2第1項第5号ロに該当する「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」はない。
- ※2 利差補てん積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「利差補てん引当金」として表示している。
- ※3 金利変動積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「債券借換損失引当金」として表示している。

民間企業仮定損益計算書
(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 益	780,958,692,504
資 金 運 用 収 益	777,110,940,594
貸 付 金 利 息	777,110,940,594
役 務 取 引 等 収 益	209,493,948
受 託 手 数 料	209,493,948
そ の 他 業 務 収 益	158,687,152
預 け 金 利 息	146,410,582
有 価 証 券 利 息	12,276,570
そ の 他 経 常 収 益	3,479,570,810
公 営 企 業 健 全 化 基 金 取 崩 益	2,654,442,460
そ の 他 の 経 常 収 益	825,128,350
経 常 費 用	437,766,585,500
資 金 調 達 費 用	427,491,119,432
債 券 利 息	421,372,302,308
債 券 発 行 差 金 償 却	6,118,817,124
そ の 他 業 務 費 用	8,572,913,409
債 券 発 行 費	8,225,813,409
そ の 他 の 支 払 利 息	347,100,000
営 業 経 費	1,702,109,252
一 般 管 理 費	1,468,960,179
賞 与 引 当 金 繰 入 額	60,763,409
退 職 給 付 費 用	4,329,225
減 価 償 却 費	168,056,439
そ の 他 経 常 費 用	443,407
経 常 利 益	343,192,107,004
特 別 損 失	2,622,500,000
債 券 償 還 損	2,622,500,000
当 期 利 益	340,569,607,004

キャッシュ・フロー計算書
(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当 期
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	1,663,408,992,852
貸付金払出による支出	△1,405,252,700,000
貸付金利息収入	778,192,453,946
債券発行による収入	1,814,329,574,000
債券償還による支出	△2,375,635,718,795
債券利息支出	△ 420,192,432,204
債券発行費支出	△ 8,225,813,409
受託手数料収入	254,950,370
運用利息収入	120,816,765
業務経費支出	△ 1,547,665,256
その他業務活動による収入	825,527,872
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>46,277,986,141</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 99,983,600,000
動産不動産の取得による支出	△ 90,895,990
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 100,074,495,990</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
公営競技納付金収入	9,023,243,833
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>9,023,243,833</u>
IV 現金及び現金同等物に係る換算価額	0
V 現金及び現金同等物の減少額	△ 44,773,266,016
VI 現金及び現金同等物の期首残高	665,836,434,158
VII 現金及び現金同等物の期末残高	621,063,168,142

民間企業仮定利益金処分計算書
(平成18年3月31日)

(単位：円)

当期末処分利益金		
前期繰越利益金	17,131,108,384	
当期利益金	<u>340,569,607,004</u>	357,700,715,388
任意積立金取崩額		
利差補てん積立金	<u>22,227,066,468</u>	22,227,066,468
利益処分額		
利差補てん積立金 ※1	49,501,505,724	
金利変動積立金 ※2	<u>314,792,973,203</u>	<u>364,294,478,927</u>
次期繰越利益金 ※3		<u><u>15,633,302,929</u></u>

- ※1 利差補てん積立金は、利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令(昭和32年政令第79号)第15条の2第1項の規定に基づき算定している額である。
- ※2 金利変動積立金は、発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第16条第1項の規定に基づき算定している額である。
- ※3 次期繰越利益金は、法定の財務諸表では一括償却している債券発行差金の償却繰り延べ額等である。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）によっている。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 動産不動産

動産不動産の減価償却は、定額法を採用している。

主要な耐用年数は次のとおりである。

建物：47年

動産：5年～30年

(2) ソフトウェア

当公庫利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当公庫の貸倒引当金は、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」の整備について(平成16年2月26日金検第86号)に定める基準に従い計上している。

その結果、期末における貸倒引当金の計上額は無い。

(2) 賞与引当金

役員及び職員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当期の勤務に係る部分を計上している。

(3) 退職給付引当金

① 採用している退職給付制度の概要

確定している退職給付制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けている。

② 退職給付引当金の計上基準

役員及び従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

③ 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	406,920,537円
年金資産	206,912,566円

退職給付引当金 200,007,971円

退職給付債務の算定は簡便法によっている。

④ 退職給付費用の額

4,329,225円

退職一時金に係る退職給付費用の額 11,360,022円

厚生年金基金に係る退職給付費用の額 △7,030,797円

上記については、相殺後の金額を民間仮定損益計算書に計上している。

5. その他の重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

① 債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和 26 年政令第 162 号)第 1 条第 4 項に基づき、財務大臣が別に定めたところ(支出時に全額費用として処理)により償却している。

② 債券発行差金

債券の償却期限までの期間(原則 10 年間)で均等償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 ヶ月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合に振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券の元利償還

b ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…物価連動債券の元利償還及び変動利付債券の利払

③ ヘッジ方針

外貨建債券の為替変動リスク並びに物価連動債権および変動利付債券の金利変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。

④ ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略している。

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

6. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1) 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少のリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	期末残高
現金預け金	621,063,168,142 円
現金及び現金同等物	621,063,168,142 円

7. 機会費用の計上基準

(1) 政府出資等に係る機会費用の算出に用いた利子率

決算日における 10 年国債の利回りを使用している。

17 年度末 1.770%

(2) 公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

退職給付引当金の公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数は、次のとおりである。

対象者数 80 人

附属明細書

1. 資本に関する事項

(単位：円)

区 分	国の会計区分	根拠法令	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
資本金	産業投資特別会計 産業投資出資金	公営企業金融 公庫法第5条	16,600,000,000	0	0	16,600,000,000

2. 資産及び負債に関する事項

(1) 有価証券の明細

(単位：円)

区分	種類及び銘柄	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
満期保有目的の債券	388回割引短期国債	0	99,995,876,570	0	99,995,876,570
	計		0	99,995,876,570	0

(2) 事業資産等の明細

① 本事業年度末の現在額及び前事業年度末からの増減額

(単位：円)

区分	リスク管理債権	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
長期貸付	正常債権	25,024,051,185,425	1,405,252,700,000	1,663,408,992,852	24,765,894,892,573
	要管理債権	0	0	0	0
	危険債権	0	0	0	0
	破産更生債権等	0	0	0	0
	計	25,024,051,185,425	1,405,252,700,000	1,663,408,992,852	24,765,894,892,573

② 貸倒引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	0	0	0	0
個別貸倒引当金	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(注) 上記は、貸付金及び貸付金に準ずる債権(未収収益)に係る貸倒引当金の明細である。

③金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0	0
危 険 債 権	0	0	0
要 管 理 債 権	0	0	0
正 常 債 権	25,047,605,132,761	24,788,020,226,557	△259,584,906,204
計	25,047,605,132,761	24,788,020,226,557	△259,584,906,204

- (注)1. 上記は、貸付金及び貸付金に準ずる債権(未収収益)に係る明細である。
2. 金融機関における破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権をいう。
3. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。
4. 要管理債権とは、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記2. から4. までの掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

④リスク管理債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破 綻 先 債 権	0	0	0
延 滞 債 権	0	0	0
3ヶ月以上延滞債権	0	0	0
貸出条件緩和債権	0	0	0
計	0	0	0

- (注)1. 金融機関における破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金である。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金である。
3. 3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権又は延滞債権に該当しないものである。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものである。

⑤固定資産(事業資産を除く)の取得、処分及び減価償却費の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額		差引 当期末残高
						累計	当期償却額	
有形固定資産	土地	1,346,642,734	0	0	1,346,642,734	0	0	1,346,642,734
	建物	901,823,173	7,398,312	0	909,221,485	239,578,296	21,209,297	669,643,189
	動産	574,976,272	18,373,761	105,511,343	582,838,690	177,114,227	48,342,751	405,724,463
	計	2,823,442,179	25,772,073	105,511,343	2,838,702,909	416,692,523	69,552,048	2,422,010,386
無形固定資産	ソフトウェア	782,505,704	65,123,917	0	847,629,621	644,735,362	98,504,391	202,894,259
投資その他の資産	保証金	103,271,340	0	0	103,271,340	0	0	103,271,340

(注) 1. 土地、建物及び動産の3つの項目は、仮定貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上している。

2. ソフトウェアは、仮定貸借対照表科目では「その他の資産」に計上している。

⑥債券の明細

(単位：円、%)

銘柄	期首残高	当期発行額	当期減少額	期末残高	利率
政府保証債(国内債) 10年第723回～第849回公営企業債券	16,021,230,000,000	0	1,699,270,000,000	14,321,960,000,000	0.5～3.7
政府保証債(国内債) 10年第850回～第861回公営企業債券	0	914,080,000,000	0	914,080,000,000	1.2～1.6
政府保証債(国内債) 15年第1回公営企業債券	0	39,900,000,000	0	39,900,000,000	1.6
政府保証債(外債) 第5回ヤンキー・ドール公営企業債券～ 第1回グローバル・ユエロ公営企業債券	976,455,180,264	0	81,251,118,795	895,204,061,469	1.350～8.375
政府保証債(外債) 第2回グローバル・ドール公営企業債券	0	129,720,000,000	0	129,720,000,000	4.625
非政府保証公募債 10年第1回～第13回公営企業債券	650,000,000,000	0	0	650,000,000,000	0.64～1.77
非政府保証公募債 10年第14回～第18回公営企業債券	0	200,000,000,000	0	200,000,000,000	1.33～1.57
非政府保証公募債 20年第1回～第10回公営企業債券	190,000,000,000	0	0	190,000,000,000	1.03～2.33
非政府保証公募債 20年第11回～第16回公営企業債券	0	120,000,000,000	0	120,000,000,000	2.03～2.20
非政府保証公募債 30年第1回～第5回公営企業債券	90,000,000,000	0	0	90,000,000,000	2.39～2.95
非政府保証公募債 30年第6回～第8回公営企業債券	0	60,000,000,000	0	60,000,000,000	2.45～2.67
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000	変動
非政府保証公募債 物価連動第1回公営企業債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000	1.408
非政府保証公募債 物価連動第2回公営企業債券	0	20,000,000,000	0	20,000,000,000	1.248

銘柄	期首残高	当期発行額	当期減少額	期末残高	利率
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	50,000,000,000	0	0	50,000,000,000	1.39～2.01
縁故債 い号第40回公営企業債券～特別第1 号第14回公営企業債券	4,375,701,600,000	0	592,492,100,000	3,783,209,500,000	0.67～3.40
縁故債 特別第1号第15回～第19回 公営企業債券	0	335,000,000,000	0	335,000,000,000	1.32～1.81
計	22,393,386,780,264	1,818,700,000,000	2,373,013,218,795	21,839,073,561,469	

⑦退職給付引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職一時金に係る引当金	128,644,897	11,360,022	7,040,891	132,964,028
厚生年金基金に係る引当金	84,884,695	0	17,840,752	67,043,943
計	213,529,592	11,360,022	24,881,643	200,007,971

⑧その他の引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	57,400,831	60,763,409	57,400,831	60,763,409

⑨その他の主要な資産及び負債の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
現金及び預け金	665,836,434,158	0	44,773,266,016	621,063,168,142
未収収益	23,620,281,723	22,171,805,766	23,620,281,723	22,171,805,766
未収貸付金利息	23,553,947,336	22,125,333,984	23,553,947,336	22,125,333,984
未収受託手数料	56,730,619	11,274,197	56,730,619	11,274,197
未収預け金利息	9,603,768	35,197,585	9,603,768	35,197,585
その他の資産	2,894,329,548	110,946,525	662,355,172	2,342,920,901
長期前払費用	2,338,617,856	0	347,100,000	1,991,517,856
その他	555,711,692	110,946,525	315,255,172	351,403,045
未払金	3,466,500	13,100	3,466,500	13,100
未払消費税	3,466,500	13,100	3,466,500	13,100
長期未払金	2,338,617,856	0	347,100,000	1,991,517,856
未払費用	12,538,361,929	13,547,303,860	12,538,361,929	13,547,303,860
未払債券利息	4,139,570,028	4,916,919,983	4,139,570,028	4,916,919,983
未払国外債券利息	8,398,791,901	8,630,383,877	8,398,791,901	8,630,383,877
計	707,231,491,714	35,830,069,251	81,944,831,340	661,116,729,625

3. 主な費用及び収益に関する事項

(1) 国庫補助金等の明細

該当なし

(2) 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円)

区 分	支 給 額	賞与引当金繰入額	退職給付費用	
			退 職 一 時 金	厚生年金基金
役 員	80,761,049	8,210,844	6,161,606	0
職 員	628,869,767	52,552,565	5,198,416	
計	709,630,816	60,763,409	11,360,022	0

(3) 一般管理費の明細

(単位：円)

区 分	金 額
俸 給 及 諸 給 与	709,630,816
諸 支 出 金	87,242,346
旅 費	31,693,445
業 務 諸 費	612,257,670
交 際 費	257,500
税 金	27,878,402
計	1,468,960,179

4. 勘定間の結合に関する事項

該当なし

5. 子会社等との連結に関する事項

該当なし

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第 4 条に規定する債権区分ごとの貸倒引当金の引当状況及びリスク管理債権との関係

公営企業金融公庫の貸付は、地方公共団体向け貸付並びに設立地方公共団体の連帯債務保証を付した地方道路公社及び土地開発公社向け貸付に限られている。金融再生法に基づく開示債権は、全て正常債権（24,788,020,226,557 円）であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権は 0 円である。また、銀行法に基づくリスク管理債権も 0 円である。

貸倒引当金は、過去の貸倒実績率及び予想損失率に基づき算出しており、その結果、貸倒引当金残高は 0 円である。

第6 発行者の参考情報

当公庫では、当公庫の現況を理解していただくために、業務内容、財務状況等について下記のとおり開示しています。

資料の種類	公表場所・方法	公表時期 (平成18年度)
財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、財産目録、 重要な会計方針等)	・官報にて公告 ・事務所に常備	7月31日
附属明細書	・事務所に常備	〃
決算報告書	・事務所に常備	〃
監事の意見書 (財務諸表及び決算報告書にかかるもの)	・事務所に常備	〃
業務報告書 (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容 等を掲載)	・国会提出 ・事務所に常備	〃
行政コスト計算財務書類	・事務所に常備	〃
公営企業金融公庫パンフレット (当公庫の役割と仕事)	・事務所に常備	8月
政策評価	・事務所に常備	〃
ANNUAL REPORT	・事務所に常備	10月(予定)
ホームページ (業務内容・実績、財務状況、投資家への情 報等を掲載)	・インターネット上に開設 (アドレス http://www.jfm.go.jp/)	随時更新